群馬県営ゴルフ場指定管理者

募 集 要 項

本要項は前回の募集要項のため、この要項では申請できません。

令和3年7月

群馬県企業局

群馬県営ゴルフ場指定管理者募集要項

【目次】

																			頁
第1	施設の概要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
第2	管理の業務の範囲	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
第3	管理の業務の成果目標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
第4	指定の期間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
第5	申請に必要な資格	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
第6	申請の方法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
第7	申請受付期間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
第8	選定委員会の設置及び審査	•	選	定			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
第9	選定の基準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
第10	スケジュール	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
第11	納付金等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
第12	その他の留意事項	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
第13	問い合わせ先				•													1	9

群馬県営ゴルフ場指定管理者募集要項

群馬県企業局(以下「企業局」という。)では、河川敷空間の有効活用を図り、昭和46年から県営ゴルフ場を経営しています。

県営ゴルフ場は、広く県民がゴルフを楽しむことができる場として、県民福祉の増進に寄与してきました。また、雇用の創出並びにゴルフ場利用税等の地元市町村への交付など、地域振興にも貢献してきたところです。

施設の管理・運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入し、民間活力を生かした様々なサービスを提供することにより、利用者満足度の向上につながりました。

民間等が持つ創造的で柔軟な発想やノウハウを活用することにより、施設の効用を最大限発揮することを目的として、引き続き、次のとおり指定管理者を募集します。

第1 施設の概要

1 県営ゴルフ場の概要

名 称	所 在 地	総事業費 (千円)	施設規模	営業開始		
玉村ゴルフ場	佐波郡 玉村町角渕	701, 420	全長6,572ヤード 18ホール パー72	昭和51年9月19日		
前橋ゴルフ場	前橋市川原町	1, 090, 071	全長6,333ヤード 18ホール パー72	昭和54年10月23日 (一部) 昭和55年4月28日 (全部)		
板倉ゴルフ場	邑楽郡 板倉町板倉	1, 686, 601	全長6,554ヤード 18ホール パー72	昭和59年10月21日		
新玉村ゴルフ場	佐波郡 玉村町川井	1, 321, 125	全長7,051ヤード 18ホール パー72	昭和60年10月28日		

2 施設の設置目的

河川敷の荒廃防止と有効活用を図りながら、幅広く県民が身近で気軽にスポーツに 親しめる場の提供を通して、県民福祉の増進に寄与することを目的としています。

3 施設の管理運営方針

- (1) 設置目的を達成するために施設の効率的かつ効果的な管理を行い、利用者の利便性の向上や管理経費の節減を図ります。
- (2) 少子高齢化社会を迎え、世代・性別を超えたゴルフ人口の拡大を図り、地域経済の発展や地域振興に努めます。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利便性の向上や事業内容の充実などの県民サービス向上を図ります。

第2 管理の業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げる業務とします(詳細は別添「管理運営業務仕様書」を確認してください。)。

- 1 ゴルフ場の利用の承認等に関する業務
- 2 ゴルフ場の利用の承認の取消し等に関する業務
- 3 ゴルフ場の利用料の収受等に関する業務
- 4 ゴルフ場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- 5 前各号に掲げるもののほか、ゴルフ場の管理に関する事務のうち、企業管理者が別に定める業務

第3 管理の業務の成果目標

管理の業務の成果目標は、各施設の年間利用者数が45,000人以上であることとします。また、このほかにも適宜成果目標を設定し、事業計画書に記載してください。

第4 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までとします。ただし、指定の期間中であっても、施設の管理を継続することができないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

第5 申請に必要な資格

指定の申請を行うことができるのは、法人その他の団体(以下「団体」という。)で、 次に掲げる条件の全てを満たすものとします。

- 1 団体又はその代表者が、次の事項(欠格事項)に該当しないこと。((6)及び(9)に ついては、役員等を含む。)
- (1) 法律行為を行う能力を有しない者(法人でない団体の場合、その代表者)
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、 群馬県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 当該団体の責めに帰すべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき群馬県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しから2年を経過しない者
- (5) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団をいう。以下同じ。)
- (6) 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- (7) 暴力団員等が事業活動を実質的に支配している者
- (8) 親会社等又はその代表者、役員等が(5)から(7)までに該当する者
- (9) (5)から(8)までに掲げる者と便益の供与、交際等の関係を有する者(雇用又は使用している場合及び業務委託、資材調達等をしている場合を含む。)
- (10)納付すべき税(群馬県税、法人税(法人の場合)、申告所得税(法人でない団体の

場合、その代表者)、消費税及び地方消費税)を滞納している者

- (11)障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かっ、障害者雇用納付金を滞納している者
- (12) 群馬県議会議員、知事、副知事、企業管理者及び行政委員会の委員が無限責任社員、 取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっている団体(議員以外の者にあっては、群馬県が資本金、基本金その他これらに準 ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。企業管理者及び行政委員会の委 員については、その職務に関連する施設に限る。)
- 2 群馬県内に本社又は本店、あるいは事務所・事業所を有する団体であること。
- 3 グループ申請の場合の条件
- (1) 複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表となる団体を定めるととも に構成団体は連帯して責任を負います。
- (2) グループを構成する全ての団体は、前記1から2までの条件を満たす必要があります。
- (3) 同時に、同一ゴルフ場の指定管理者に応募する複数のグループの構成団体となることはできません。
- (4) 単独で応募した団体は、グループで応募する場合の構成団体となることはできません。
- (5) 代表となる団体及びグループを構成する団体の変更は、原則として認めません。 ただし、グループを構成する団体については、業務上支障がないと企業局が判断した場合に限り、変更を認める場合があります。

第6 申請の方法

1 申請の方法

指定管理者指定申請書(群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する 条例施行規則別記様式第1号)(様式1)に、次に掲げる書類を添えて申請してくだ さい。

なお、審査の過程で追加資料の提出を求めることがありますので、あらかじめご承知おきください。

2 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書(群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則別記様式第1号)(様式1)
- (2) 団体の概要等(様式2-1)
- (3) 代表者及び役員名簿等(様式2-1 (別紙1))
- (4) 団体の法令遵守等(様式2-2)
- (5) 障害者雇用率等(様式2-2(別紙1))
- (6) 障害者雇用状況報告書(様式2-2(別紙2)) ※該当者のみ
- (7) 指定管理者としての専門的知識(様式2-3)
- (8) 管理運営計画(様式3-1)
- (9)管理運営方針・県民の平等利用の確保(様式3-2)

- (10) 収支計画 (様式3-3)
- (11) フロント業務・利用料金 (様式3-4)
- (12) レストラン運営・物販販売 (様式3-5)
- (13)施設の維持管理(様式3-6)
- (14)コース管理業務の年間計画(様式3-6 (別紙1))
- (15)施設設備維持管理業務の年間計画(様式3-7 (別紙2))
- (16)利用者増加・ジュニア育成・広報(様式3-7)
- (17) 利用者要望対応・セルフモニタリング (様式3-8)
- (18)個人情報保護・情報公開(様式3-9)
- (19) 防災対策・防犯対策 (様式4-1)
- (20)地域貢献(様式4-2)
- (21) 農薬管理・環境問題 (様式4-3)
- (22) 感染症対策 (様式4-4)
- (23)企業局納付金・ネーミングライツ料 (様式5)
- (24)事業計画書要旨(様式6)

事業計画書の内容をA4判2ページ以内にまとめてください。

なお、事業計画書要旨は、申請受付期間終了後、群馬県ホームページで公表します。

(25)申請の日の属する事業年度の直近3事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

なお、貸借対照表及び損益計算書は、応募団体並びに当該団体の親会社(会社法第 2条第4号の規定により親会社となる会社)のものとする。

- (26) 出資者等名簿(上位10者)
- (27) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書又はこれに類する書類
- (28) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (29) 法人にあっては登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し (個人番号 (マイナンバー) が記載されていないもの)
 - ※ 申請日から3か月以内に発行されたもの。写し可。
- (30)役員の名簿
- (31)群馬県税、消費税及び地方消費税、その他納付すべき税の納税証明書 ※ 申請日から3か月以内に発行されたもの。写し可。
- (32) 労働保険に加入していることを証する書類の写し(従業員を雇用していない事業者は除く。)
- (33) 社会保険に加入していることを証する書類の写し(従業員を雇用していない事業者は除く。)
- (34) 就業規則の写し(届出義務がある事業者に限る。)
- (35)障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用状況報告書の写し(提出義務がある事業者に限る。)
- (36)障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用納付金にかかる申告書の写し及び納付書の写し(令和元年度及び令和2年度のもの)(対象となる事業者に限る。)
- (37)団体又は代表者が欠格事項に該当しない旨の申告書(様式7)
- (38) グループ申請に関する書類

- ア 指定管理者の募集へのグループによる申請に当たっての誓約書(様式10)
- イ グループ構成表(様式11)
- ウ 委任状 (様式12)
- (39)課税事業者届出書(様式13)/免税事業者届出書(様式14)

3 提出方法

(1) 提出場所

\(\pi \) 3 7 1 - 8 5 7 0

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県企業局団地課施設管理室施設管理係(群馬県庁28階南側フロア)

電 話:027-226-4001 FAX:027-220-4426

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留扱い)により提出してください。電子メールやファクシミリによる提出は無効とします。

また、持参の場合は、あらかじめ来庁日時を事前連絡の上で来庁してください。

(3) 提出部数

ア 提出部数は、ゴルフ場ごとに編綴済みの正本1部、未編綴の副本10部の計11 部とします。

イ 申請書の電子データについてもCD-R等で1部提出してください。

ウ 印刷・複写が困難なリーフレット等の資料がある場合は、11部提出してください。

4 著作権の帰属等

- (1) 提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属します。
- (2) 企業局は、選定結果の公表などに際し必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用することができることとします。
- (3) 提出された書類は、群馬県情報公開条例により非公開とすべき部分を除き、公開することがあります。

5 その他

- (1) 申請者名は、事業計画書要旨と合わせて、申請受付期間終了後に群馬県ホームページで公表します。
- (2) 提出された申請書類は、理由の如何を問わず、返却いたしません。 また、申請書類の修正・再提出や申請の撤回は一切できません。
- (3) 提案は、1応募者(グループ申請の構成団体である場合を含む。) につき、ゴルフ 場ごとに1提案までとします。
- (4) 複数の団体でグループを構成して応募する場合は、全ての団体について、前記 2 (2 5) から (37) までの書類の提出が必要です。

第7 申請受付期間

申請を受け付ける期間は、令和3年8月17日(火)から令和3年8月31日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とします。郵送(書留扱い)の場合は、令和3年8月31日(火)必着とします。

第8 選定委員会の設置及び審査・選定

指定管理者候補者の選定については、その選定過程や手続の透明性・公平性を高めていくため、外部の有識者で構成する群馬県営ゴルフ場指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、総合的に審査・選定を行います。

審査は、書類審査による第1次審査と、申請団体によるプレゼンテーション及び申請 団体に対するヒアリングを踏まえた第2次審査を行います。

第9 選定の基準

1 第1次審査

選定委員会は、申請書類を基に申請に必要な資格を有しているか、施設管理を安定 して行う能力があるかを審査します。

2 第2次審査

選定委員会は、次の基準により審査の上、第2次審査で合計得点が第1位となった 者について、指定管理者の候補者に適すると判断した場合に、その旨を企業局に答申 します。企業局は、選定委員会の答申結果を基に候補者を決定します。

ただし、合計得点が第1位であっても、合計得点が50点に満たない場合又は選定 基準の中で得点が「D 劣っている」の基準点に満たないものがある場合は、候補者 に選定しません。また、選定委員会において各選定委員の採点状況等を総合的に検討 し、合計得点が第1位でない者を候補者に適すると判断する場合があります。

【選定基準等】

27 - L. H. W.			176 15	L			採点		
選定基準	審査項目	審査内容	様式	配点	A	В	С	D	Е
1 指定管理者 の指定を受	(1) 管理運営体制	団体の代表者及び役員等に問題はない か。 団体の設立趣旨・経営方針は妥当か。	様式2-1	4	4	3	2	1	О
けようとする団体が事業計画に沿	(2) 財務状況	団体の財務状況は健全か。 株主等の出資者の構成に問題はないか。	財務諸表	6	6	4. 5	3	1. 5	0
った管理を安定して行った者である。	(3) 法令遵守等	過去3年間の法令違反の有無。 労働保険や社会保険に加入しているか。 障害者雇用への取組はなされているか。	様式2-2	4	4	က	2	1	О
ること	(4) 専門的知識 ※ 1	【新規】 指定期間の当初から円滑に業務を実 施できる知識等を有しているか。 (例) ・同種又は類似施設の適切な管理	様式2-3	8	8	6	4	2	0

		実績 ・同種又は類似施設の十分な実態 調査・分析 ・有資格者・経験者の確実な確保 【現指定管理者】 現指定管理者として管理運営状況は 良好か。							
2 事件がある。 実計画の おり を かい を かい を かい を かい と も かい と も かい と も かい と と も かい と と も かい と も かい と と と も かい と と と と と と と と と と と と と と と と と と	(1) 管理運営計画	組織及び職員の勤務体制は妥当か。 職員配置計画は妥当か。 責任の所在は明確となっているか。 グループ申請の場合、責任や役割分担 は妥当か。 職員の雇用(高齢者・地元採用等)に 配慮があるか。 障害者の雇用計画は妥当か。 ※2 有資格者や経験者等の配置は妥当か。 職員研修計画は妥当か。	様式3-1	12	12	9	6	3	0
	(2)管理運営方針 ・施設利用の 平等性	施設の設置目的及び管理運営方針への 理解は適切か。 全ての利用者の平等な施設利用や利用 のしやすさに配慮しているか。 事業内容に偏りがないか。	様式3-2	4	4	3	2	1	0
	(3) 収支計画	3年間の利用者予測は妥当か。 令和4年度の収支計画は妥当か。 令和5年度の収支計画は妥当か。 令和6年度の収支計画は妥当か。 収支計画と事業計画は整合性がとれて いるか。	様式3-3	6	6	4.5	3	1.5	0
	(4) サービスの提 供内容	フロント業務に関する提案は妥当か。 利用料金の設定は妥当か。 シニア・ジュニア・群馬県民に対して、 割引料金等の適用はあるか。	様式3-4	8	8	6	4	2	0
		レストラン・物販販売等の運営内容は 妥当か。 レストラン・物販販売等の料金は利用 しやすい設定となっているか。	様式3-5	6	6	4.5	3	1. 5	0
	(5) 施設の維持管 理	コースの維持管理(芝、樹木、防球ネット、仮設トイレ、避難小屋等)が適切に行われるか。 施設の維持管理(箇所、点検回数、点検内容等)が適切に行われるか。 コース・施設の維持管理や備品の管理が適切に行われる体制となっているか。 利用者の安全確保への取組は十分か。 設備点検等の外部委託の状況は妥当か。	様式3-6	12	12	9	6	3	0
	(6) 利用者増加を 図るための取 組	利用者増加を図るための提案内容は、 全体的な利用者の増加に資するものか。 ゴルフ人口の拡大策は妥当か。 ジュニア育成への取組があるか。 広報は発信性のある方法により行われ るか。 具体的かつ適切な達成目標(利用者数 等)が示されているか。	様式3-7	12	12	9	6	3	0

	(7) 利用者要望へ の対応・セル フモニタリン グ	利用者からの苦情・要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 トラブルの未然防止及び発生時の対策は妥当か。 セルフモニタリングへの取組がなされているか。	様式3-8	6	6	4. 5	3	1.5	0
	(8) 個人情報保護 ・情報公開	個人情報保護の取組がなされているか。 情報公開の取組がなされているか。	様式3-9	4	4	3	2	1	0
3 その他施設の設置目的	(1) 防災対策及び 緊急時等の対 応	防災対策及びコース冠水時への対応は 妥当か。 防犯対策は妥当か。	様式4-1	6	6	4. 5	3	1. 5	0
を達成するために必要と認める基	(2) 地域貢献	地域団体(住民)との連携や地域貢献は 十分か。	様式4-2	4	4	3	2	1	0
準	(3) 農薬管理・環 境問題への取 組	農薬の管理及び使用は適切か。 環境保全に対する取組は積極的か。	様式4-3	4	4	3	2	1	0
	(4) 感染症対策	感染症対策 (新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等) への対応は適切か。	様式4-4	4	4	3	2	1	0
		合計得点		110					

採点は、配点項目ごとに、次の基準により各選定委員が行った評価をその項目の採点欄の得点に換算して行います。 なお、配点項目ごとに全委員の採点を平均したものをその配点項目の得点とし、全配点項目の合計得点を算出しま す。

A:特に優れている B:優れている C:普通 D:劣っている E:特に劣っている (基準を満たさない)

※1 現指定管理者が申請した場合は、管理運営状況の評価結果に応じて次の基準により採点します。

1	采点 評価委員会の総括評価			企業局の年度評価の総合評価
Α	8点	A	かつ	直近がA
В	6 点	B以上	かつ	指定期間中すべてB以上
С	4 点	B以上	かつ	直近がB
D	2点	С	又は	直近がC
Е	0 点	D	又は	直近がD

※ 管理運営状況の評価基準 A:優良 B:良好 C:要努力 D:要改善

※2 後記第12-4の障害者雇用に関する事項の対象となる施設について、雇用計画等を審査します。

3 障害者雇用率加算

申請者の障害者雇用率(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令又は同法施行規 則に基づく報告における実雇用率を指す。以下同じ。)の達成の程度に応じて上記の 配点とは別に、下表のとおり加点減点項目・配点を定めるものとします。

なお、法定雇用障害者数を満たしていない申請者については、指定管理期間中の達成に努めるものとします。

- 1. 障害者雇用率が2.3%以上2.6%未満の場合(地方公共団体を除く。)
 - ・障害者雇用状況の報告義務(※2)がある団体

2点の加算

・障害者雇用状況の報告義務(※2)がない団体

3点の加算

- 2. 障害者雇用率が2.6%以上の場合(地方公共団体を除く)
 - ・障害者雇用状況の報告義務(※2)がある団体

3点の加算

・障害者雇用状況の報告義務(※2)がない団体

4点の加算

3. 地方公共団体の場合(括弧内は教育委員会)

・障害者雇用率が2.6% (2.5%) 以上2.9% (2.8%) 未満

2点の加算

・障害者雇用率が2.9%(2.8%)以上

3点の加算

4. 過去2年分(※4)の障害者雇用納付金について、滞納があった場合

5点の減点

- ※1 グループ申請の場合は、原則全事業者の平均で算定するものとします。
- ※2 障害者の雇用の促進等に関する法律に定められている国への報告を指します。
- ※3 3年以上継続して上記障害者雇用率を満たしていたにもかかわらず、障害者の 都合による離職等により、指定管理者募集年度に上記障害者雇用率を満たせない 特別な事情が認められる場合で、今後障害者の新たな採用の意向が認められると きは、上記加点の50%を限度として加点します。
- ※4 指定管理者募集年度の前年度申告分及び前々年度申告分を指します。

4 企業局納付金加算

後記第11-1で提示する企業局納付金の下限額との差額1,000千円(1,000千円未満 切捨て)につき2点を加算するものとします。

5 ネーミングライツ料加算

指定管理者に選定された団体に対し、施設に団体名等を冠した愛称を付与することが可能です。この場合、企業局納付金とは別にネーミングライツ料を納入していただくことになります。ネーミングライツを希望する場合、ネーミングライツ料1,000千円(1,000千円未満切捨て)につき2点を加算するものとします。

第10 スケジュール

1 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和3年7月1日(木)から令和3年8月16日(月)まで

(2) 配布方法

群馬県ホームページからダウンロード

(http://www.pref.gunma.jp/07/q1000081.html)

(3) 配布時間

配布期間内の終日

- ※ 配布最終日(8月16日)は、午後4時をもって掲載を終了します。
- ※ サーバーの不調やメンテナンス等により、一時的に閲覧及びダウンロードができなくなることがあります。

(4) その他

各ゴルフ場の「過去の利用者数」、「過去の収支状況」、「令和2年度収支状況」、「構内配置図」、「コース平面図」、「クラブハウス平面図」については、申請予定者のみに配布しますので、令和3年7月5日(月)以降、後記第13の問い合わせ先まで、電話またはメールにてご連絡ください。ご連絡いただいた後、郵送にて資料を送付

します。

2 申請に関する現地説明会等

申請に関する現地説明会を次のとおり開催しますので、参加を希望される場合は、 説明会参加申込書(様式8)により申し込んでください。なお、現地説明会への参加 の有無は、指定管理者の選考に一切影響がなく、また、現地説明会において追加配布 する資料はありません。

(1) 日程

令和3年7月26日(月)から令和3年8月5日(木)まで

名 称	月 日	時間
玉村ゴルフ場	8月 5日 (木)	*各日とも、 集合場所:クラブハウス前
前橋ゴルフ場	7月26日(月)	説明会:午後2時から
板倉ゴルフ場	8月 3日 (火)	
新玉村ゴルフ場	7月29日 (木)	

※ 会場等の都合により、参加人数を制限させていただく場合があります。

(2) 申込

令和3年7月16日(金)午後5時15分までに、説明会参加申込書を後記第13の問い合わせ先へ郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください。

(3) 事業報告書の閲覧

令和3年7月5日(月)から令和3年8月31日(火)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)、現指定管理者の事業報告書(平成28年度から令和2年度まで)を閲覧することができます。

3 申請に関する質問

申請に関する質問は、質問票(様式9)により行ってください。質問票は、後記第13の問い合わせ先へ郵送、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。質問受付期限は、令和3年8月16日(月)までです。口頭、電話による質問は受け付けません。

回答は、原則として、群馬県ホームページに掲載します。

4 第1次審査結果の通知

第1次審査の結果については、令和3年10月頃に全ての申請者に対して通知します。

5 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

第1次審査を通過した団体については、申請内容等に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

日時・場所等の詳細は、第1次審査の結果と合わせて連絡します。

6 選定結果の通知

指定管理者の候補者の選定結果については、令和3年11月頃に、全ての第2次審 査実施者に対して通知します。

7 選定結果の公表

指定管理者の候補者を選定した審査の過程や審査結果等については、群馬県ホームページで公表します。

8 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、県議会(令和3年第3回後期定例会)における議決 を経て行うものとします。

9 指定書の交付

令和4年1月上旬

10 引継及び準備

指定書の交付後、現在の指定管理者との引継ぎ及び必要な準備を行っていただきます。

11 管理・運営の開始

令和4年4月1日から、指定管理者として、施設の管理・運営を開始していただきます。

第11 納付金等

県営ゴルフ場の指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第8項の規定により 利用料金制を採用しています。

本来、ゴルフ場利用者が支払う料金は、企業局が公の施設の使用料として収納しますが、この制度では、指定管理者の経営努力の発揮や会計事務の効率化の観点から利用料金として指定管理者の収入として収納していただきます。したがって、利用料金は、公の施設の使用料に相当するものであるため、その出納関連の事務については、地方自治法第199条第7項の規定により群馬県の監査委員による監査の対象となります。

1 企業局納付金

利用料金制では、利用料金が指定管理者の収入となるため、企業局がゴルフ場設置者として必要な経費(賃借料・建設改良費・修繕費・市町村交付金・借入償還金等) を指定管理者から企業局へ「企業局納付金」として納めていただきます。

各ゴルフ場の企業局納付金の下限額は、次のとおりです。

収支計画において、企業局納付金が下記金額を下回る申請は、第1次審査において

失格とします。

なお、原則として損失が生じても企業局納付金の返還は行いません。

名 称	企業局納付金年額 () 内は税込額
玉村ゴルフ場	155,000千円(170,500千円)
前橋ゴルフ場	112,000千円(123,200千円)
板倉ゴルフ場	180,000千円(198,000千円)
新玉村ゴルフ場	147,000千円(161,700千円)

※ 消費税等の税率は10%で算定しています。

なお、消費税率が見直された場合は、見直し後の税率を適用することとします。

2 納付の方法

前記納付金は、四半期ごとに企業局の発行する納入通知書により、指定期日までに納付していただきます。

3 企業局納付金の調整

(1) 減額

原則として、企業局から指定管理者に対し、ゴルフ場の休業を指示しない限り、 企業局納付金の減額は行いません。なお、企業局が施設設置者として実施する設備 点検及び修繕工事等のため休業または営業制限を指示する場合がありますが、当該 事由は休業指示に含まないこととします。

ただし、天災(台風・地震等)によりゴルフ場の営業が連続して7日以上できない場合、且つ、当該天災が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けた場合またはそれに準ずる天災であった場合、企業局と指定管理者で協議の上、企業局納付金を減額することができます。

なお、天災によりゴルフ場の施設が被災した場合、指定管理者において実施した 施設の復旧のうち、ゴルフ場の早期営業再開に必要と認められると企業局が判断し たものについては、企業局納付金から減額します。

(2) 追加納付

県営ゴルフ場は、公の施設であることから、指定管理者に多額の利益が生じた場合は、その一部を追加納付金として、企業局に納付していただきます。

追加納付金は、当該ゴルフ場に係る経常利益額(税引き前)から35%を控除した額が、当該ゴルフ場の総収入額の5%に相当する額を超えた場合に、超えた額の50%とします。

4 管理費用の経理

管理費用の経理は、団体の他の事業に係る経理と明確に区分した上で、群馬県の会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに区分してください。また、指定管理業務に係る専用の口座を開設してください。他の事業との共通経費がある場合は、

あらかじめ企業局と協議し、承認を得ることとします。ただし、共通経費は5,000千円を上限とします。

5 一括委託の禁止

指定管理者がその任された業務を一括して他の者に委託することを禁止します。 ただし、清掃・警備等の一部の業務委託は可能とします。

第12 その他の留意事項

1 協定に関する事項

指定管理者に指定された場合には、指定の期間を通じた「基本協定書」と「年度協定書」を締結することになります。

【基本協定書】

基本協定書に定める主な事項は、次のとおり予定しています。

- (1) 指定管理者が行う業務に関する事項
- (2) 当該施設の企業局納付金等に関する事項
- (3) 個人情報の保護に関する事項
- (4) その他必要な事項
 - ・協定の目的
 - ・指定の期間
 - ・協定の適用関係
 - 区分経理
 - ・文書の管理及び保存
 - ・備品の取扱い
 - ・秘密の保持
 - ・月例報告書、事業報告書等の作成及び提出
 - モニタリングの実施
 - ・リスク分担
 - ・委託の原則禁止
 - ・権利義務の譲渡の禁止
 - ・緊急時の対応
 - ・不可抗力による業務の免除
 - ・指定の取消し
 - ・指定管理者による協定解除の申出
 - ・ 指定管理業務の引継ぎ
 - ・ 運営協議会の設置
 - 原状回復義務
 - 損害賠償
 - ・諸規則の整備及び提出(個人情報保護、情報公開、使用承認事務処理、緊急 時の連絡体制、省エネルギー関係法令に基づく管理標準等)
 - ・ 暴力団等の排除(指定管理業務からの排除、利用からの排除)

【年度協定書】

年度協定書に定める主な事項は、次のとおり予定しています。

- (1) 当該年度の業務内容(事業計画)
- (2) 当該年度の企業局納付金に関する事項
- (3) その他必要な事項

2 指定の取消し等

- (1) 前記第10-8により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく協定締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、当該指定を取り消す場合があります。
- (2) 協定締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ア 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実でないと認め られるとき
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認め られるとき
- (3) 指定の期間中であっても、施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務等の停止を命じることがあります。
- (4) 指定期間中であっても、天災(台風・地震等) その他不可抗力など、企業局と指定管理者双方の責に帰さない事由により、指定管理業務等の継続が困難となった場合は、企業局と指定管理者で協議の上、指定を取り消すことができるものとします。
- (5) 指定管理者による協定解除の申出を受けた場合、申出がやむを得ないものと認めるときは、協定を解除し、指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。 なお、協定解除の日は、指定管理者による協定解除の申出の日が属する年度の翌年度の末日とします。

また、この場合、指定管理者は企業局へ違約金を支払うものとします。違約金は、納付金年額の10分の1の額に、指定期間の残りの年数を乗じた額とします。

更に、協定解除に伴い、企業局に生じた損害が違約金の額を上回った場合には、 指定管理者はその額を賠償するものとします。

3 法令遵守に関する事項

指定管理者は、次に掲げる関連する法令等を遵守し、業務を遂行していただきます。

- (1) 群馬県ゴルフ場管理条例
- (2) 群馬県ゴルフ場管理条例施行規程
- (3) 群馬県暴力団排除条例
- (4) 群馬県税条例
- (5) 地方自治法その他行政関係法令
- (6) 労働基準法その他行政関係法令
- (7) エネルギーの使用の合理化に関する法令その他省エネルギー関係法令
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律

- (9) 河川法
- (10)その他の関係法令

4 障害者雇用に関する事項

(1) 本施設において、5人以上の職員を雇用する場合は、次表のとおり施設自体での障害者雇用に努めてください。

施設の従業員数	雇用する障害者数
5人~43人	0.5人以上
43.5人~65人	1人以上
65.5人~86.5人	1.5人以上
87人~108.5人	2人以上
109人~130人	2.5人以上
130.5人以上	3人以上

- ※ 人数のカウント方法は、障害者雇用率の算定に同じ
- (2) 指定管理者に指定された場合には、当該団体として、障害者の雇用の促進等に関する法律で定められた基準を満たすよう、障害者の雇用に努めてください。

5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項

指定管理者に指定された場合には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に定めるもののほか、群馬県知事部局等における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行っていただきます。

6 損害賠償責任保険に関する事項

指定管理者としての注意義務を怠ったことなどにより、利用者や第三者に損害を与えた場合の備えとして、指定管理者の負担において損害賠償責任保険に加入していただきます。

7 情報公開・個人情報保護に関する事項

(1) 情報公開に関する事項

指定管理者に指定された場合には、群馬県情報公開条例に基づき、ゴルフ場の管理に関する範囲において、群馬県に準じる取り扱いを定めた規程等を制定していただきます。

(2) 個人情報保護に関する事項

指定管理者に指定された場合には、群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例並びに個人情報の保護に関する法律及び群馬県個人情報保護条例に基づき、施設の管理に関し知り得た個人情報等の保護について適切な対応を図っ

ていただきます。

8 利用承認の基準の設定等に関する事項

ゴルフ場の利用承認については、群馬県行政手続条例に基づき、審査基準及び標準処理期間を定めていただきます。

9 責任分担に関する事項

企業局と指定管理者の責任分担については、協定書で定めることとしますが、企業局の基本的な考え方は概ね次のとおりです。「◎」は主として管理する者、「○」は従として管理する者を表します。

項目	企 業 局	指定管理者	備考
施設の維持管理(建物・コース・立木等)		0	※1 各種法律、条例等で規定 される維持管理を含む。
施設の保守点検		0	※ 1
施設の建築・増改築・改修等	0	0	※ 2
施設の修繕	0	0	※ 1
備品の維持管理		0	※ 1
備品の修繕	0	0	※ 1
施設設備の清掃		0	※ 1
施設設備の消毒防除		0	※ 1
カート(乗用、電動、手引き)の整備		0	※ 3
施設の利用許可		0	
施設の目的外使用許可	0		
利用料金の上限及び減免基準の決定	0		
利用料金の収納		0	
事故・火災等による施設の損傷 (事案ごとに判断)	0	©	第一次責任は指定管理者
施設利用者の被災に対する責任 (事案ごとに判断)	0	0	第一次責任は指定管理者
県有施設の火災保険	0		
利用者に対する各種保険		0	施設賠償等
河川占用に係る許可申請	0		
河川法に基づく占用許可条件による災 害発生時の対応		0	

天災(台風・地震等)による被災に係 る施設の復旧	0	0	※ 4
包括的管理責任	0		

- ※1 詳細は別添「管理運営業務仕様書」を確認してください。
- ※2 指定管理者が資産計上しない場合、または指定期間終了後、企業局に無償譲渡する条件の下であれば可とします。
- ※3 現指定管理者がリース会社と締結した契約期間が残っている場合は、名義変 更を行い、現在の契約を引き継いでください。
- ※4 指定管理者において実施した施設の復旧のうち、ゴルフ場の早期営業再開に 必要と認められるものについて、企業局が費用負担します。

10 モニタリングに関する事項

(1) 月例報告書の作成及び提出

毎月の利用実績など、指定管理業務等の実施状況等を記載した月例報告書を毎月 作成し、当該月の翌月の5日までに企業局に提出していただきます。

(2) 利用者満足度調査の実施

利用者の意見や要望等を把握するため、毎年度、定期的に利用者満足度調査(利用者アンケートなど)を実施し、その結果及び業務改善の状況等について企業局に報告していただきます。

(3) 事業報告書の作成及び提出

管理の業務の実施状況及び利用状況等に関する事項を記載した事業報告書を毎年 度終了後60日以内に企業局に提出していただきます。

(4) 財務諸表等の経営の状況を示す書類の提出

指定管理者団体の事業会計年度決算ごと(中間決算を含む)に、財務諸表等経営の状況を示す書類を提出していただきます。

(5) 企業局及び評価委員会による管理運営状況の確認調査及び評価

企業局及び企業局の委嘱を受けた評価委員会が定期的に行う管理運営状況の確認 調査に協力していただきます。

企業局及び評価委員会による調査及び報告に基づき、必要な指示を行うことがあります。調査・報告の際には指定管理者に協力いただくとともに、指示に基づき改善していただきます。

なお、企業局及び評価委員会は年度ごとに管理運営状況を評価します。

(6) 管理運営状況の公表

各施設について、別途群馬県が定める様式により、各年度の指定管理者の管理運営状況を取りまとめ、群馬県のホームページで公表します。

11 引継ぎに関する事項

(1) この募集により指定管理者が交替することとなった場合、新たな指定管理者は、 指定管理者指定後に企業局及び現在の指定管理者と、速やかに業務の引継ぎについ て協議を行い、令和4年度からの管理が円滑に開始できるよう、引継ぎを行うこと とします。また、指定管理開始日に先立ち、管理運営に必要な人材や資材を確保してください。

- (2) 引継ぎに当たって必要な経費は、原則として新たな指定管理者の負担とします。
- (3) 施設の管理開始前に、現在の指定管理者が既に受けている令和4年4月1日以降 の施設利用等の予約については、新たな指定管理者が引き継ぐものとします。また、 予約金等の前受金がある場合は、現在の指定管理者から引き継ぐこととなります。

12 群馬県ゴルフ振興基金に関する事項

群馬県ゴルフ振興基金は、ジュニアゴルファーの育成など、ゴルフの普及拡大及び 国民的スポーツとしての発展を目指し活動を展開しています。県営ゴルフ場を管理している企業局も上記活動に賛同しており、指定管理者に選定された場合には、同基金に協力していただきます。

13 ネーミングライツに関する事項

指定管理者に選定された団体に対し、施設に団体名等を冠した愛称を付与することが可能です。この場合、企業局納付金とは別にネーミングライツ料を納入していただくことになります。なお、ネーミングライツ導入に伴う既設の看板・案内標識等の修正や新規設置に係る費用は、指定管理者の負担とし、指定管理期間終了後の原状復帰に係る費用についても、指定管理者の負担とします。

14 その他

- (1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、失格とします。
 - ア 申請書類に虚偽の記載があったとき
 - イ 選定に関して選定委員と接触したとき(申請前を含む)
 - ウ 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき
 - エ その他不正な行為があったとき
- (3) 申請情報について暴力団等との関係の有無を関係機関に照会することがあります。
- (4) 指定後に暴力団等との関係その他欠格事項に該当することが判明した場合は、指定の取消し等を行います。

15 大規模災害発生時に関する事項

大規模地震等の災害発生時には、施設が避難所や物資集配拠点等の本来の用途とは 異なる利用がされることも想定されますが、地方公共団体から協力要請があった場合、 次に掲げるもののうち、対応可能な範囲で協力いただくものとします。

- (1) クラブハウスへの避難者の収容及び付随施設の使用
- (2) 飲料水、食事(軽食)の提供
- (3) 浴場の提供
- (4) 緊急車両等の駐車
- (5) 臨時ヘリポートの設置

(6) その他必要な事項

第13 問い合わせ先

群馬県企業局団地課施設管理室施設管理係

所在地:〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電 話:027-226-4001 FAX:027-220-4426

メール: kdanchika@pref.gunma.lg.jp

群馬県営ゴルフ場管理運営業務仕様書

(共通事項)

令和3年7月

群馬県企業局

群馬県営ゴルフ場管理運営業務仕様書(共通事項)

この仕様書は、群馬県営ゴルフ場(以下「ゴルフ場」という。)の管理運営業務を指定管理者が行うにあたり、群馬県企業局(以下「企業局」という。)が指定管理者に行わせる管理運営業務及びその基準等を定めるものである。

1 設置目的等

(1) ゴルフ場の設置目的

河川敷の荒廃防止と有効活用を図りながら、幅広く県民が身近で気軽にスポーツに親しめる場の提供を通して、県民福祉の増進に寄与することを目的としている。

(2) 管理運営に関する基本的事項

指定管理者は、ゴルフ場の管理運営にあたり、次の各項目に留意するとともに、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を活用することにより、ゴルフ場の設置目的を達成できるよう努めるものとする。

なお、企業局はゴルフ場の設置者として、必要に応じて指定管理者に対し指示等を行うものとする。

- ア 施設の効率的かつ効果的な管理を行い、利用者の利便性の向上や管理経費の節減を図る。
- イ 少子高齢化社会を迎え、世代・性別を超えたゴルフ人口の拡大を図り、地域経済の発展や地 域振興に努める。
- ウ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利便性の向上や事業内容の充実などの県民サービス向上を図る。

2 管理運営体制

(1) 従業者の配置等

- ア 指定管理者は、管理運営業務を円滑に遂行するため、各業務に適した者(以下「従業者」という。)を適正に配置しなければならない。
- イ 指定管理者は、統一した服装(作業服、名札、腕章等)を定めるなど、従業者であることを 明確にしなければならない。

(2)総括責任者(支配人等)の選任

- ア 指定管理者は、各業務及び従業者を総括的立場から指揮・監督する責任者(以下「総括責任者」という。)及び総括責任者を補佐・代行する従業員(以下「副責任者」という。)を選任し、これをゴルフ場に配置し、この旨を書面をもって企業局に届け出なければならない。
- イ 指定管理者は、総括責任者または副責任者を解任した場合には直ちに後任者を選任し、この 旨を書面をもって企業局に届け出なければならない。

(3) 服務

- ア 指定管理者は、従業者に公の施設の管理業務に従事するものであることを自覚させ、利用者 との対応、作業の態度等には十分に注意を払わせなければならない。
- イ 指定管理者は、従事者が業務上知り得たことを他に漏らさないよう務めなければならない。
- ウ 指定管理者は、ア及びイのための組織体制を保持し、従業者の育成及び運営に必要な研修を 実施すること。

3 ゴルフ場の業務等

(1) フロント業務

ア 予約の受付

電話及びその他の方法で利用を希望する者から予約の受付を行う。

原則として、利用希望日の3か月前から電話及びゴルフ場ホームページにより受け付けるものとする。

イ 利用の承認及び承認の取り消し

予約者(当日でも可)が利用する際の承認及び承認の取り消しを行う。

- ウ 利用料金等の管理及び利用人員の集計等に関する業務を行う。
- エ その他営業全般及び利用者に関する業務等を行う。
- (2) 利用料金等の収納に関する業務

ゴルフ場の利用料金並びにレストラン及び売店等の料金(以下「利用料金等」という。)を収受する。

- (3) コース管理業務 (コース管理個別事項参照)
 - ア 作業責任者の設置

作業責任者を定め、企業局に報告する。

イ コースの適正な維持管理

芝や樹木の管理等、コースの適正な維持管理に必要な業務を行う。

- (ア) 芝の刈り込み・除草・消毒、樹木の剪定・病害虫防除等
- (4) 群馬県ゴルフ場農薬安全使用ガイドラインの遵守
- ウ 河川法に基づく災害時の対応

県営ゴルフ場は、河川敷に立地していることから、河川管理者より占用許可を受けている。 災害時への対応が許可条件として附されているため、許可条件に基づく災害時等の業務を行 う。

エ その他コースに関する業務を行う。

(4) レストラン運営及び物品販売等業務

利用者サービスのため、クラブハウス内のレストランにおいて飲食の提供及び物品販売等の 業務(自動販売機による物品の販売を含む。)を指定管理者の責任において行う。

なお、市場価格と比較し著しく不適切(高額)な価格設定は行わないものとすること。

(5) 施設設備に関する維持管理業務(設備個別事項参照)

企業局所有の施設設備及び備品等の維持管理を行う。

施設設備の修繕及び工事については、下記アに定める責任分担基準に基づき行うものとする。

ア 責任分担基準

(ア) 修繕・更新

施設設備(コース内を含む。)において、損耗、劣化、破損又は故障等により損なわれた機能を回復させる場合及び短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかに修繕・更新工事を行うこと。1件(合理的な理由のある工事単位)当たり税込60万円未満の施設設備及び備品の修繕・更新は、指定管理者の負担で行い(年度の累計上限金額は税込250万円とする。)、修繕を実施する場合は事前に企業局に報告し承認を得たうえで実施すること。なお、上限額を超える場合は企業局と協議を行うこと。下記に指定管理者が実施す

るべき例を示す。

- 例)・建物の内装、外装の部分的な汚れ、破損等の修繕
 - 建物、設備、備品の小規模修繕
 - ・給水、排水管、浴室の漏水修繕
 - ・防球ネットの破損修繕
 - ・通常使用に起因する汚れの定期清掃

ただし、上記に限らず、管理運営上の瑕疵がある場合は、1件につき60万円以上の修繕であっても、指定管理者の負担とする。

(d) 建築·增改築·改修等

企業局が計画する建築、増改築、改修及び、上記(ア)の指定管理者が実施する修繕・更新 以外の修繕・更新については、企業局が実施する。

イ 維持管理業務の内容

(ア) 建物、工作物

建物等(付帯設備を含む)の保守管理、修繕

(イ) 設備

設備の適切な運転管理、保守点検、修繕

(ウ) 備品等

備品、機械器具、什器の維持管理、修繕

(エ) 清掃

施設設備の清掃を実施して、清潔で安全、良好な環境の維持

(オ) 消毒防除

建築物における衛生環境の確保に関する法律に基づき、ねずみ、昆虫、その他人の健康を 損なう事態を生じさせるおそれのある動物の発生を防止するため必要な措置を行う。

(カ) 廃棄物

事業の実施に伴い発生する廃棄物の適正な処理

(キ) その他

その他施設・設備の維持管理に必要な業務

ウ 備品等の管理

- (ア) 企業局は、指定管理業務等の遂行に必要な企業局が所有する備品等(以下「貸与備品」という。) を無償で貸与する。
- (イ) 貸与備品については、群馬県企業局財務規程に基づき管理を行い、廃棄処分を行う際は、 企業局にあらかじめ協議した上、行うものとする。
- (ウ) 貸与備品の維持管理及び修繕に係る経費は、原則として指定管理者が負担するものとする。
- (エ) 備品に該当する物品を購入しようとするときは、事前に所有権を含めて企業局に協議するものとする。
- (オ) 指定管理者の責に帰する事由により、貸与備品等を消失したと認められる場合は、指定管理者の責任で復元を行う。
- (カ) 下記記載の備品等については、指定管理者が必要に応じて用意する。
 - ・カート類(乗用、電動、手引き)
 - ・運営管理に関する消耗品等

エ 故障等の措置

設備等において故障等が発生した場合は、故障等の原因の調査を行い、企業局に報告すると ともに、適切な措置を行う。

オ 緊急時の措置

災害及び事故等が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、適切な措置を行うとともに、

施設設備による二次災害の防止に努め、速やかに企業局に報告する。

なお、台風や地震等により施設への影響が懸念される場合は点検を行うこと。

カ 報告業務

施設設備等の適正な管理を目的として、管理状況について、指定管理者は企業局に対して、 定期的に報告書を提出するものとする。なお、日常点検については点検記録を保管し、県から の要求に応じて提示するものとする。

(7) 実施状況報告

群馬県営ゴルフ場管理運営業務仕様書に基づく業務の実施状況、点検記録等を毎月報告すること。

その他企業局が報告を求めた事項について、報告を行うこと。

(イ) 随時報告

緊急性を要する事項、重大な事項については、随時、企業局に対して報告すること。

(6) 報告業務

群馬県が定める「指定管理者制度導入施設の管理運営状況等に係るモニタリングガイドライン」に従い、利用状況等を企業局へ報告する。

ア 月例報告書等の作成及び提出

毎月の利用実績など、指定管理業務等の実施状況等を記載した月例報告書を毎月作成し、当該月の翌月の5日までに企業局に提出する。

また、管理経費の収支状況等を記載した四半期報告書を四半期ごとに作成し、当該四半期の 翌月の20日までに企業局に提出する。

イ 利用者満足度調査の実施

利用者の意見や要望等を把握するため、毎年度、定期的に利用者満足度調査(利用者アンケートなど)を実施し、その結果及び業務改善の状況等について企業局に報告する。

ウ 事業報告書の作成及び提出

管理業務の実施状況及び利用状況等に関する事項を記載した事業報告書を、毎年度終了後60日以内に提出する。

エ 財務諸表等の経営の状況を示す書類の提出

指定管理者団体の事業会計年度ごと(中間決算を含む)に、財務諸表等経営の状況を示す書類を提出する。

オ 企業局及び評価委員会による管理運営状況の確認調査及び評価

企業局及び企業局の委嘱を受けた評価委員会が、必要に応じ業務又は経理の報告を求め、定期的に実地に調査を行う。

企業局及び評価委員会による調査及び報告に基づき、必要な指示を行うことがある。調査・報告の際には指定管理者に協力するとともに、指示に基づき改善する。

なお、企業局及び評価委員会は年度ごとに管理運営状況を評価する。

カ 管理運営状況の公表

企業局は各年度の指定管理者の管理運営状況を取りまとめ、群馬県のホームページで公表するものとする。

(7) 感染症対策

利用者が安全・安心にゴルフ場を利用できるよう、次に掲げるガイドライン等を参考に、感染症対策を徹底し、適切な管理運営を行うこと。(改訂が行われた場合は最新版を適用すること)

・群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」

- ・一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会・公益財団法人日本パブリックゴルフ協会 「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」改訂(第5版)
- (8) その他ゴルフ場運営に必要な業務

3 管理の基準

(1) 利用時間

午前4時から午後10時の範囲内で、利用時間を定めること。

(2) 休業日

原則として、無休とする。ただし、次に掲げる場合は休業できるものとする。

- ア 設備点検に伴う停電・断水等により利用者のサービス確保が困難な場合
- イ 天災(台風・降雪・地震等)により施設の利用が困難又は利用者の安全が確保できない恐れがある場合
- ウ 指定管理者が利用者の安全を確保するため緊急に利用を中断又は中止する場合
- エ その他企業局が必要と認めた場合

(3) 関係法令の遵守

次に掲げる関連する法令等を遵守し、業務を遂行すること。

- ア 群馬県ゴルフ場管理条例
- イ 群馬県ゴルフ場管理条例施行規程
- ウ 群馬県暴力団排除条例
- 工 群馬県税条例
- オ 地方自治法その他行政関係法令
- カ 労働基準法その他行政関係法令
- キ エネルギーの使用の合理化に関する法令その他省エネルギー関係法令
- ク 障害者の雇用の促進等に関する法律
- ケ 河川法
- コ その他の関係法令

4 管理の業務の成果目標

管理の業務の成果目標は、ゴルフ場の年間利用者数が45,000人以上とする。

5 利用料金の設定

(1) 利用料金

ア 利用料金の上限(10%税込)

利用者が支払う利用料金については、群馬県ゴルフ場管理条例第7条別表に規定する範囲内において、企業局の承認を得た上で指定管理者が定めること。

第7条に規定する範囲は、次のとおり。

	区 分	単 位	利 用 料 金
フ	ずが一なしの場合	1日	11,300円以下
	キャディーありの場合	1日	11,300円にキャディー1人18ホール までにつき4,180円を加えた額以下
1			

カート料	1人18ホールまでにつき	3,650円以下
年間パスポート料	発行した日からその日の 属する年度の末日まで	104,700円以下

イ 現行料金(10%税込)

(ア) プレー料金 (食事別)

(単位:円)

			玉村		前橋		板 倉				新 玉 村		
		平	日	土日祝	平	日	土日祝	平	日	土	日祝	平日	土日祝
	一般料金	5, 21	17	9, 452	4, 5	573	7, 724	5, 6	693	11, 295	10, 786	4, 120	9, 445
うち	ゴルフ場 利用税	60	00	600	(600	600	(600	600	600	600	600
5	消費税	41	19	804	3	361	647	4	463	972	926	320	805

(イ) カート料金

(単位:円)

		玉	村	前	橋	板	倉	新玉	村	
乗用力	4バック		2 050	1	1 100		2, 200		1,650	
力「	3バック		2, 050		1, 100		2, 500		2, 200	
	2バック		3, 050		2, 200		3, 300		3, 300	
1	電動カート		1,530	_			_	_		

[※] 一般で18ホール利用の場合

(ウ) キャディ料金

(単位:円)

	玉	村	前 橋	板 倉	新玉村		
4バック		2,600					
3バック		3, 200	_	_	_		
2バック		3, 200					

[※] 一般で18ホール利用の場合

(エ) 年間パスポート料金

(単位:円)

	玉	村	前	橋	板	倉	新玉	臣 村
平日パスポート						39, 600		
全日パスポート	_	_	_			55, 440	_	-

※ 期 間: 4月1日から翌年3月31日まで(1年間)

条件等: ゴルフ場利用税、カート料金、昼食代等は別途

(2) 割引料金

ア 群馬県県税条例によるゴルフ場利用税の非課税及び軽減 現在の非課税、軽減対象者は下記のとおり。

(7) 非課税

- a 18歳未満の人
- b 70歳以上の人
- c 障害者
- d 国民体育大会の出場選手で同大会のゴルフ競技として利用する人
- e 学生、生徒及び教員

(保健体育科目の実技又は公認の課外活動の場合に限る。)

- (イ) 税額の軽減(1/2)
 - a 特定のゴルフ競技会の出場選手で同競技会のゴルフ競技として利用する人
 - b 65歳以上70歳未満の人
 - c 早朝・薄暮(時間指定あり)に利用する人で、9ホール以下の場合他

イ 現在の割引料金(10%税込)

(単位:円)

	玉村		前	前橋		板 倉		新玉村		
	平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土	日祝	平日	土日祝	
一般料金	_	-	_	-	_	_	_	_	-	
	2,500	4,600	2,600	4, 100	1,892	3, 504	3, 504	2,500	4, 425	
特別料金 (非課税者)	4, 617	8, 852	3, 566	6, 508	4, 380	9, 981	9, 473	3, 520	8, 855	
	2, 200	4, 300	2, 300	3, 800	1, 592	3, 204	3, 204	2, 200	4, 125	
シニア料金 (利用税1/2軽減者)	4, 917	9, 152	3, 866	6, 808	4, 680	10, 281	9, 773	3, 820	9, 155	
	2, 500	4, 600	2, 600	4, 100	1, 892	3, 504	3, 504	2, 500	4, 425	
ジュニア料金(18歳未満	2, 750	4, 889	2, 345	3, 857	2, 649	5, 705	5, 705	2, 090	5, 500	
	2, 000	4, 000	1, 200	2, 100	714	2, 241	2, 241	1, 650	2, 750	
非課税者)	課税者	(18歳)	人上の生徒	〕は、上	記料金に	各ゴルフ	場のゴル	フ場利用和	党を加算	

※ 上 段 : 18ホール

下 段: 9ホール(早朝、薄暮)

特 別 料 金 : 非課税者

シニア料金: 65歳以上70歳未満(利用税1/2軽減者) ジュニア料金: 高校生以下の児童生徒(非課税者と課税者あり)

6 暴力団等の排除

指定管理者は、ゴルフ場の利用から暴力団等を排除するため、次に掲げる事項について、対応 を徹底すること。

(1) 利用の不承認又は取消し

ア 暴力団に活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利用(以下「排除対象利用」という。)は、承認しない又は承認を取り消すこととする。

イ 排除対象利用に該当する疑いがある場合は、企業局へ速やかに連絡し、その指示に従う。

(2) 利用者への排除措置の周知

施設利用規則に「排除対象利用と認めた場合は、利用停止又は利用承認を取り消す」旨の注意事項を記載し、利用者への周知を図る。

(3) 不当要求行為への対応

ア 指定管理者に対する不当要求行為

- (ア) 指定管理業務に関し暴力団等から不当な要求行為を受けた、又は受ける恐れがある場合は、 警察に通報し、き然とした対応をする。
- (イ) 不当な要求行為を行った者が暴力団等に該当する疑いがある場合は、企業局へ速やかに連絡し、その指示に従う。

イ 再委託者に対する不当要求行為

指定管理者が再委託をしている相手方が、再委託業務に関し不当要求行為を受けたことを知った場合も、前記アに準じて対応する。

7 その他

この仕様書に記載のない事項及び仕様書の内容について、疑義が生じた場合は、企業局と協議するものとする。

群馬県営ゴルフ場管理運営業務仕様書(コース管理個別事項)

令和3年7月群馬県企業局

玉村ゴルフ場

____ 1 コース概要

(1) ホール数

ホール数:18 パー:72 ヤーデージ:6,572 Y

(2) コース

アウト・イン

(3) コース面積

 $5\ 1\ 7$, $\ 7\ 1\ 1\ m^2$

(4) コース状況

河川敷

(5) グリーン状況

高麗芝及びティフトン芝の2グリーン

(6) 開場日

1976年9月19日

ホール	в • Т	R·T	L·T	PAR	HDCP	ホール	В·Т	R·T	L·T	PAR	HDCP
1	542	524	405	5	3	1 0	425	413	359	4	10
2	138	125	84	3	15		490	478	430	5	4
3	420	410	294	4	9	1 2	326	305	305	4	16
4	372	361	310	4	7	1 3	392	361	330	4	8
5	327	317	306	4	13	1 4	151	139	113	3	14
6	553	526	460	5	1	1 5	593	572	484	5	2
7	356	342	265	4	11	1 6	159	132	109	3	18
8	211	162	102	3	17	1 7	395	380	332	4	6
9	401	392	318	4	5	1 8	321	285	262	4	12
アウト	3, 320	3, 159	2, 544	36	_	イン	3, 252	3, 065	2, 724	36	_
						合計	6, 572	6, 224	5, 268	72	_

2 コース管理業務概要

(1) 一般条件

ア 立地条件

(ア) 所在地

佐波郡玉村町角渕5006

(イ) コース面積

5 1 7, 7 1 1 ㎡ (烏川左岸河川敷)

(ウ) 散水

給水ポンプにより井戸から散水(井戸の数48本)

ターフシャワーによる散水

イ 運営条件

(ア) プレースタイル

乗用カートによるキャディ付き又はセルフプレー (一部電動カートあり)

(イ) 入場者

50,452人(令和元年度)

※台風・雪による休業日数 21日

(2)作業条件

ア ティーグランド

(ア) 芝種

高麗芝

(1) 面積

B·T 1,395 m²、R·T 6,158 m²、L·T 1,195 m²、合計8,748 m²

イ フェアウェイ

(ア) 芝種

高麗芝

(イ) 面積

合計90,268㎡

- ウグリーン
- (ア) 芝種

高麗芝及びティフトン芝の2グリーン

(1) 面積

グリーン合計13,100㎡ (練習グリーン含む) カラー及びアプローチ合計10,625㎡

- エラフ
- (ア) 芝種 野芝
- (1) 面積

合計384,890㎡

オバンカー

ガードバンカー58か所、クロスバンカー26か所

- カ 樹木修景、その他作業
- (ア) 樹木剪定・病害虫防除 樹木の数約7,500本
- (イ) 管理については、河川敷であることを考慮する。
- キ 乗用カート通路、管理用道路
- (ア) 乗用カート通路 アスファルト舗装
- (イ) 管理用道路 アスファルト舗装
- ク 散水装置

給水ポンプにより井戸から散水 (井戸の数48本、発動発電機を使用) ターフシャワー

- ケ 作業機械、車両等の管理
- コ その他作業
- (ア) ウォターハザード(池)の管理
- (イ) スタート小屋、避難小屋、コース内トイレ、防球ネット、日除小屋等の管理 (通常維持管理)
- (ウ) 気象把握(利用者への通報を含む)
- (3)特殊作業
- ア農薬の管理

群馬県ゴルフ場農薬安全使用ガイドラインを遵守すること。

イ 台風・大雨対策

当ゴルフ場は、河川敷に立地しているため、河川法を遵守しなければならない。 台風接近や大雨が予想される場合は、適宜水位情報を確認し、本川水位が警戒水位 に達し、引き続き上昇する恐れがある場合、指定管理者は、トイレ・スタート小屋・ 休憩小屋・転落防止柵・防球ネット等工作物の撤去及び備品の回収を行う。

台風・大雨時は鳥川より先に角渕川が増水する場合が多いため、角渕川の状況も適 宜確認し、工作物の撤去等を判断すること。

ウ 強風対策

強風が予想される場合は設備養生及び備品の片付けを実施し適正に管理すること。

工 雪対策

積雪が予想される場合は設備養生及び備品の片付けを実施し適正に管理すること。

才 凍結対策

冬期において低温が予想される場合は抜水等の対策を実施し適正に管理すること。

3 特記事項

なし

前橋ゴルフ場

コース概要

(1) ホール数

パー: 72 ヤーデージ: 6, 333Y ホール数:18

(2) コース

アウト・イン

(3) コース面積

 $4\ 2\ 0$, $0\ 1\ 0\ m^2$

(4) コース状況 河川敷

(5) グリーン状況

高麗芝2グリーン

(6) 開場日

1980年4月28日

ホール	в • Т	R·T	L·T	PAR	HDCP	ホール	В•Т	R·T	L·T	PAR	HDCP
1	344	329	310	4	15	1 0	334	318	318	4	10
2	480	470	414	5	3	1 1	370	353	322	4	4
3	413	382	307	4	9	1 2	134	118	118	3	16
4	200	183	125	3	13	1 3	540	522	458	5	8
5	533	516	461	5	1	1 4	392	377	337	4	2
6	385	368	330	4	7	1 5	138	120	120	3	14
7	342	325	320	4	11	1 6	330	320	320	4	18
8	178	163	108	3	17	1 7	480	460	406	5	6
9	345	336	336	4	5	1 8	395	358	342	4	12
アウト	3, 220	3,072	2,711	36	-	イン	3, 113	2, 946	2, 741	36	_
						合計	6, 333	6, 018	5, 449	72	_

2 コース管理業務概要

(1)一般条件

ア 立地条件

(ア) 所在地

前橋市川原町1-42-14

(イ) コース面積

420,010 ㎡ (利根川左岸河川敷)

(ウ) 散水

給水ポンプにより井戸から散水 (井戸の数2本)

ターフシャワーによる散水

イ 運営条件

(ア) プレースタイル

乗用カートによるセルフプレー

(イ) 入場者

48,566人(令和元年度)

※台風・雪による休業日数 8日

(2)作業条件

ア ティーグランド

(7) 芝種

高麗芝

(1) 面積

B·T 1,257㎡、R·T 4,490㎡、G·T 987㎡、L·T 1,897㎡、合計8,631㎡

フェアウェイ

(ア) 芝種

高麗芝

(イ) 面積

合計79,408㎡

- ウ グリーン
- (ア) 芝種

高麗芝の2グリーン

(1) 面積

グリーン合計 1 3, 6 2 0 ㎡ (練習グリーン含む) カラー及びアプローチ合計 2 0, 8 8 0 ㎡

- エラフ
- (ア) 芝種 野芝
- (1) 面積

合計278,751㎡

オ バンカー

ガードバンカー45か所、クロスバンカー18か所

- カ 樹木修景、その他作業
- (ア) 樹木剪定・病害虫防除 樹木の数約2,800本
- (イ) 管理については、河川敷であることを考慮する。
- キ 乗用カート通路、管理用道路
- (ア) 乗用カート通路

電磁誘導式でアスファルト舗装

(1) 管理用道路

アスファルト舗装

ク 散水装置

給水ポンプにより井戸から散水 (井戸の数2本、発動発電機を使用) ターフシャワー

- ケ 作業機械、車両等の管理
- コ その他作業
- (ア) ウォターハザード(池)の管理
- (イ) スタート小屋、避難小屋、コース内トイレ、防球ネット、日除小屋等の管理 (通常維持管理)
- (ウ) 気象把握(利用者への通報を含む)

(3)特殊作業

ア 農薬の管理

群馬県ゴルフ場農薬安全使用ガイドラインを遵守すること。

イ 台風対策

当ゴルフ場は、河川敷に立地しているため、河川法を遵守しなければならない。 台風接近や大雨が予想される場合は、適宜水位情報を確認し、本川水位が警戒水位 に達し、引き続き上昇する恐れがある場合、指定管理者は、トイレ・スタート小屋・ 休憩小屋・転落防止柵・防球ネット等工作物の撤去及び備品の回収を行う。

ウ強風対策

強風が予想される場合は設備養生及び備品の片付けを実施し適正に管理すること。

工 雪対策

積雪が予想される場合は設備養生及び備品の片付けを実施し適正に管理すること。

才 凍結対策

冬期において低温が予想される場合は抜水等の対策を実施し適正に管理すること。

3 特記事項

ア 2番ホールに国体道路に沿った既存宅地とゴルフ場コース間の余剰地が存在しているが、ゴルフ場管理用地を含んでいるため、除草や樹木剪定等による定期的な管理を 行い、地元住民との良好な関係に心掛けること。

板倉ゴルフ場

1 コース概要

(1) ホール数

ホール数:18 パー:72 ヤーデージ:6,554 Y

(2) コース

アウト・イン

(3) コース面積

 $4\ 4\ 6$, $0\ 2\ 0\ m^2$

(4) コース状況

河川敷

(5) グリーン状況

高麗芝2グリーン

(6) 開場日

1984年10月21日

ホール	в • Т	R·T	L·T	PAR	HDCP	ホール	В·Т	R·T	L·T	PAR	HDCP
1	520	503	457	5	9	1 0	331	320	296	4	16
2	416	406	362	4	3	1 1	389	357	315	4	4
3	375	363	335	4	15	1 2	386	363	328	4	10
4	160	144	144	3	7	1 3	178	155	132	3	8
5	376	358	318	4	1	1 4	358	343	289	4	2
6	150	140	126	3	13	1 5	172	141	125	3	14
7	513	494	441	5	5	1 6	581	554	489	5	6
8	370	352	322	4	17	1 7	358	345	308	4	18
9	373	355	311	4	11	1 8	548	522	477	5	12
アウト	3, 253	3, 115	2,816	36	_	イン	3, 301	3, 100	2, 759	36	_
						合計	6, 554	6, 215	5, 575	72	_

2 コース管理業務概要

(1) 一般条件

ア 立地条件

(ア) 所在地

邑楽郡板倉町板倉777

(イ) コース面積

446,020㎡(谷田川左岸河川敷)

(ウ) 散水

給水ポンプにより井戸及び池から散水 (井戸の数 9 本) ターフシャワーによる散水

イ 運営条件

(ア) プレースタイル

乗用カートによるセルフプレー

(化) 入場者

54,031人(令和元年度)

※台風・雪による休業日数 8日

(2)作業条件

ア ティーグランド

(7) 芝種

高麗芝

(1) 面積

B·T 669 m²、R·T 7,490 m²、G·T 294 m²、L·T 1,127 m²、合計9,580 m²

イ フェアウェイ

(ア) 芝種

高麗芝

(1) 面積

合計109,036㎡

- ウ グリーン
- (ア) 芝種

高麗芝2グリーン

(1) 面積

グリーン合計 1 5, 4 9 2 ㎡ (練習グリーン含む) カラー及びアプローチ合計 1 3, 2 6 9 ㎡

- エラフ
- (ア) 芝種 野芝
- (1) 面積

合計277,308㎡

オ バンカー

ガードバンカー52か所、クロスバンカー45か所

- カ 樹木修景、その他作業
- (ア) 樹木剪定・病害虫防除 樹木の数約3,500本
- (イ) 管理については、河川敷であることを考慮する。
- キ 乗用カート通路、管理用道路
- (ア) 乗用カート通路

電磁誘導式でアスファルト舗装

(1) 管理用道路

アスファルト舗装

ク 散水装置

給水ポンプにより井戸から散水 (井戸の数 9 本、発動発電機を使用) ターフシャワー

- ケ 作業機械、車両等の管理
- コ その他作業
- (ア) ウォターハザード(池)の管理
- (イ) スタート小屋、避難小屋、コース内トイレ、防球ネット、日除小屋等の管理 (通常維持管理)
- (ウ) 気象把握(利用者への通報も含め)
- (3)特殊作業
- ア 農薬の管理

群馬県ゴルフ場農薬安全使用ガイドラインを遵守すること。

イ 台風対策

当ゴルフ場は、河川敷に立地しているため、河川法を遵守しなければならない。 台風接近や大雨が予想される場合は、適宜水位情報を確認し、本川水位が警戒水位 に達し、引き続き上昇する恐れがある場合、指定管理者は、トイレ・スタート小屋・ 休憩小屋・転落防止柵・防球ネット等工作物の撤去及び備品の回収を行う。

ウ強風対策

強風が予想される場合は設備養生及び備品の片付けを実施し適正に管理すること。

工 雪対策

積雪が予想される場合は設備養生及び備品の片付けを実施し適正に管理すること。

才 凍結対策

冬期において低温が予想される場合は抜水等の対策を実施し適正に管理すること。

3 特記事項

なし

新玉村ゴルフ場

コース概要

(1) ホール数

パー: 72 ヤーデージ: 7, 051Y ホール数:18

(2) コース

アウト・イン

(3) コース面積

539, 949 m²

(4) コース状況

河川敷

(5) グリーン状況

高麗芝2グリーン

(6) 開場日

1985年10月28日

ホール	в • Т	R·T	L·T	PAR	HDCP	ホール	В•Т	R·T	L·T	PAR	HDCP
1	558	546	440	5	3	1 0	369	358	254	4	10
2	339	329	279	4	9	1 1	578	549	437	5	4
3	204	170	115	3	15	1 2	390	379	303	4	16
4	362	352	259	4	7	1 3	419	410	331	4	8
5	405	351	265	4	13	1 4	164	155	147	3	14
6	454	442	319	4	1	1 5	556	544	444	5	2
7	568	547	456	5	11	1 6	437	425	302	4	6
8	444	415	328	4	5	1 7	403	393	303	4	12
9	195	180	121	3	17	1 8	206	176	137	3	18
アウト	3, 529	3, 332	2, 582	36	-	イン	3, 522	3, 389	2, 658	36	_
					合計	7, 051	6, 721	5, 240	72	_	

2 コース管理業務概要

(1) 一般条件

ア 立地条件

(ア) 所在地

佐波郡玉村町川井1065-1

(イ) コース面積

5 3 9, 9 4 9 ㎡ (烏川左岸河川敷)

(ウ) 散水

給水ポンプにより井戸から散水(井戸の数45本)

ターフシャワーによる散水

イ 運営条件

(ア) プレースタイル

乗用カートによるセルフプレー

(イ) 入場者

48,755人(令和元年度)

※台風・雪による休業日数 13日

(2)作業条件

ア ティーグランド

(7) 芝種

高麗芝

(1) 面積

B·T 3,856 m²、R·T 5,000 m²、L·T 3,857 m²、合計12,713 m²

フェアウェイ

(ア) 芝種

高麗芝

(1) 面積

合計100,340 m²

- ウ グリーン
- (ア) 芝種

高麗芝の2グリーン

(1) 面積

グリーン合計 1 6, 6 0 0 ㎡ (練習グリーンを含む) カラー及びアプローチ合計 2 4, 2 1 6 ㎡

- エラフ
- (ア) 芝種 野芝
- (1) 面積

合計362,220 m²

オーバンカー

ガードバンカー51か所、クロスバンカー35か所

- カ 樹木修景、その他作業
- (ア) 樹木剪定・病害虫防除 樹木の数約3,500本
- (イ) 管理については、河川敷であることを考慮する。
- キ 乗用カート通路、管理用道路
- (ア) 乗用カート通路 アスファルト舗装
- (イ) 管理用道路 アスファルト舗装
- ク 散水装置

給水ポンプにより井戸から散水(井戸の数45本、発動発電機を使用) ターフシャワー

- ケ 作業機械、車両等の管理
- コ その他作業
- (ア) ウォターハザード(池)の管理
- (イ) スタート小屋、避難小屋、コース内トイレ、防球ネット、日除小屋等の管理 (通常維持管理)
- (ウ) 気象把握 (利用者への通報を含む)
- (3)特殊作業
- ア 農薬の管理

群馬県ゴルフ場農薬安全使用ガイドラインを遵守すること。

イ 台風対策

当ゴルフ場は、河川敷に立地しているため、河川法を遵守しなければならない。 台風接近や大雨が予想される場合は、適宜水位情報を確認し、本川水位が警戒水位 に達し、引き続き上昇する恐れがある場合、指定管理者は、トイレ・スタート小屋・ 休憩小屋・転落防止柵・防球ネット等工作物の撤去及び備品の回収を行う。

台風・大雨時は鳥川より先に滝川が増水する場合が多いため、滝川の状況も適宜確認し、工作物の撤去等を判断すること。

ウ 強風対策

強風が予想される場合は設備養生及び備品の片付けを実施し適正に管理すること。

工 雪対策

積雪が予想される場合は設備養生及び備品の片付けを実施し適正に管理すること。

才 凍結対策

冬期において低温が予想される場合は抜水等の対策を実施し適正に管理すること。

3 特記事項

なし

群馬県営ゴルフ場管理運営業務仕様書

(施設・設備個別事項)

令和3年7月

群 馬 県 企 業 局

玉村ゴルフ場

1 施設概要

維持管理業務の主な施設は次のとおり。

施設及び設備	概 要
クラブハウス	鉄骨造、2階建て 建築面積1,246.74㎡、延床面積1,606.37㎡ 1階(受付、ホール、ラウンジ、支配人室、事務室、ロッカー室、トイレ、 脱衣室、浴室、洗濯室、ボイラー室) 2階(食堂ホール、厨房、食品庫、トイレ)
カート庫、キャディ棟、 機械格納庫、倉庫、駐車場	カート庫1棟、キャディ棟1棟、機械格納庫1棟、倉庫1棟、 駐車場収容台数243台
コース内設備	スタート案内所1棟,避難小屋4棟,ソーラー時計1基,日除兼風除小屋5箇所,トイル5箇所,休憩小屋1棟,管理橋3橋,門扉6箇所,防球ネット7箇所,フェンス2箇所,看板1箇所,水道管及び電線管1式,管理用道路及びカート道路1式 □防球ネット一覧(全て鋼製)7箇所計1,371.3m 1 H=7.0×L=18.0m 2 H=3.0×L=550.5m 3 H=3.0×L=612.9m 4 H=3.0×L=8.0m 5 H=3.0×L=16.0m 6 H=3.0×L=28.0m 7 H=3.0×L=137.9m
電気設備	屋外キュービクル式高圧受電設備、電圧6.6kV、契約電力195kW
消防設備	自動火災報知器、感知器、消火器
ボイラー設備	真空式ボイラー定格出力733kW、燃焼能力84.3%%/h
地上貯蔵タンク	軽油500%、ガ゙ソリン597%、灯油950%×2基(ボイラー用)
受水槽設備	ステンレス製パネルタンク、呼称容量16m³、加圧給水ポンプ3台
第一種特定製品	空調設備:大型個別パッケージュニット方式(22.8kw,16.8kw,11.6kw各1台)3台 空調設備:個別パッケージュニット方式3台 冷蔵・冷凍・製氷設備:14台
自動扉設備	クラブハウス入口側3台、スタートテラス側1台
襲雷警報設備	コロナーム
コース内放送設備	送信機、受信機、スピーカー 一式
太陽光発電設備	単結晶系ハイブリッド型シリコン太陽電池28kW (モジュール120枚、パワーコンディショナー 10kW×3台)
電動ダムウェーター設備 (厨房用)	フロアタイプ、相互階方式、300kg、45m/min

2 維持管理業務概要

(1) 法定点検

次に掲げる設備については、法令に基づく点検のほか、必要に応じて専門業者による点検を行い、別に定める設備点検チェックリストにより、翌月の5日までに前月の実施状況を企業局に報告すること。なお、上記「1施設概要」に記載のない設備についても、当該設備が法定点検を必要とする場合は指定管理者が法定点検を実施すること。

対象設備	作業內容	実施回数	再委託
------	------	------	-----

電気設備	電気事業法に基づく自家用電気工	月次点検月1回以上	可
	作物の保守点検の実施を実施する。	年次点検年1回以上	
消防設備	消防法に基づき、火災報知設備や	年2回以上	可
	防排煙設備、消火器設備の保守点	(機器点検:6ヶ月に	
	検を実施する。	1回、総合点検:年	
		1 回)	
	甲種防火管理者を選任する。	常時	不可
	危険物保安監督者を選任する。	常時	不可
地下貯蔵タンク設備	消防法に基づき、地下タンクの定	年1回以上	可
	期点検の実施及び地下タンク漏洩		
	検査を実施する。		
ボイラー設備	大気汚染防止法に基づきボイラー	年1回以上	可
	のばい煙測定を実施する。		
受水槽設備	水道法に基づき簡易専用水道の定	年1回以上	可
	期検査及び清掃を実施する。		
建築物及び建築設備	特定建築物の敷地及び構造につい	3年ごとに点検を実	可
(建築基準法第12条点検)	て、損傷、腐食その他の劣化の状	施し、点検結果を企	
		業局へ報告	
	建物外部、屋上および屋根、建物		
	内部)		
	建築設備の損傷、腐食その他の劣	1 年ごとに点検を実	
	化の状況を点検する。(給排水設備、		
	換気設備、排煙設備、非常照明設		
	備)		
	建築基準法第12条に基づき、防火		
	設備の損傷、腐食その他の劣化の		
	状況を点検する。(防火扉、防火シ		
	ヤツター)		
	-\^\\		
	ーター)の有資格者による検査及		
	び定期報告を行う。		
建築物及び建築設備	エネルギーの使用の合理化等に関	県から調査依頼あり	不可
	する法律に基づきエネルギー使用		1 . 3
	量・温室効果ガス排出活動量、公		
	用車使用に係る燃料使用量・走行		
	距離・台数実績を報告する。		
第一種特定製品定期点検	フロン排出抑制法に基づき定期点	3年に1回	可
一种人类的人类的人类的人类。	検を実施する。3年間記録を保持	0 (0 1 🖂	
	し、廃棄後も3年間記録保管が必		
	要となる。		
第一種特定製品簡易点検	フロン排出抑制法に基づき簡易点	3 か月ごとに年4回	可
A THE TO AC AC III III	検を実施する。3年間記録を保持		. 1
	し、廃棄後も3年間記録保管が必		
	要となる。		
L.,	女になる。		

(2) 日常点検

次に掲げる設備については、日常点検のほか、必要に応じて専門業者による点検を行う。 点検の結果、異常が認められる場合は速やかに修繕・更新工事を行うこと。

対象設備	作業内容	実施回数
空調設備	点検清掃を必要に応じ実施。室内機	3か月ごとに年4回実施

	清掃等を行う。	
自動扉設備	自動ドアを良好かつ安全に動作させ	年1回以上
	るため保守点検を実施。	
襲雷警報設備	利用者の安全を確保するため点検を	年1回以上
	行い健全性を確保する。	
排水処理設備	定期的に点検清掃を実施する。	月1回以上
機械警備	防犯、火災、施設異常等について、	通年
	機械警備を実施。	
建築設備全般	定期的に点検清掃を実施する。	月1回以上
コース内設備全般	定期的に点検清掃を実施する。	年2回以上(半期ごと実施)
防球ネット	支柱、ネット等の腐食破損状況を点	年4回以上
	検する。	* 強風時は適宜実施
コース内放送設備	利用者の安全を確保するため点検を	年1回以上
	行い健全性を確保する。	
厨房吸排気ダクト点検清掃	定期的に点検清掃を実施する。	月1回以上
電話設備保安点検	電話設備の保守点検を実施	年1回以上

3 特記事項(太陽光発電設備)

太陽光発電設備で発生する電気については、玉村ゴルフ場で全て使用(買取)し、電気料金については企業局へ支払う。

No	種 別	資産名称	取得日	型式
1	管理用機械	乗用3連アプローチモアバケット付	H17年度以前	バロネス製,LM185AW
2	管理用機械	乗用5連リールモア	平成20年度	バロネス製
3	管理用機械	バンカーレーキ排砂板付	平成21年度	バロネス製
4	管理用機械	乗用3連アプローチモア	平成23年度	バロネス製
5	管理用機械	乗用フェアウェイスイーパー	平成23年度	バロネス製
6	管理用機械	乗用3連グリーンモア	平成23年度	バロネス製
7	管理用機械	エアレーター	平成24年度	バロネス製
8	管理用機械	乗用スイーパー	平成24年度	バロネス製
9	管理用機械	バンカーレーキ	平成24年度	バロネス製
10	管理用機械	乗用3連グリーンモア	平成26年度	バロネス製, LM315GCF
11	管理用機械	エンジンローラー	平成26年度	バロネス製,BR100
12	管理用機械	ソッドカッター	平成26年度	バロネス製, SC38
13	管理用機械	乗用3連ロータリーモア	令和元年度	バロネス製, LM315GCWF, 車体番号0031184
14	管理用機械	手押しグリーンモア (2台)	平成19年度	バロネス製,LM66GF GM132PN(11)グルーマ付
15	管理用機械	乗用 5 連牽引式ギャングモア	平成29年度	バロネス製,LM35RB
16	管理用機械	グリーンセア ウインド付	H17年度以前	バロネス製, GA700
17	管理用機械	グリーン用目土散布機	H17年度以前	ハツタ製,GS-1
18	管理用機械	牽引式タンク車	平成23年度	ハツタ製,LS-2000
19	管理用機械	牽引式1000Lタンク車	平成29年度	ハツタ製,LS-1000
20	管理用機械	自走式タンク車	平成24年度	ハツタ製,LSG1000 4WD
21	管理用機械	トラクター	H17年度以前	シバウラ製, S-325-4PGSM
22	管理用機械	トラクター	平成22年度	IHIシバウラ製, EG224S
23	管理用機械	乗用3連アプローチモア	平成29年度	シバウラ製, AM301-7K
24	管理用機械	トラクター	平成31年度	シバウラ製, GS122PT-2
25	管理用機械	トラクター	平成25年度	シバウラ製,ST445MJ-GSB
26	管理用機械	コアハーベスタ、トラックスタ付	H17年度以前	クシュマン製,898530

27	管理用機械	目土散布機	平成19年度	クシュマン製 ターフトラックスター
28	管理用機械	目土散布機	平成29年度	クシュマン製,ターフトラックスターXD, WSP1550
29		スプレイヤー	平成31年度	TORO製, MP-5800G
30	管理用機械	バンカーレイキ	平成29年度	TORO製, SP3040
31	管理用機械	トラクター 4 W D	H17年度以前	クボタ製, MI-46DTTI
32	管理用機械	トラクター	平成21年度	クボタ製, KB205TP
33	管理用機械	ターフシャワー	平成25年度	デリカ製, DV-4010TS
34	管理用機械	ゴルフカー		ヤマハ製, G10-A
35	管理用機械	トラクター	平成31年度	ヰセキ製,NT543FF-SUG15
36	管理用機械	グリーンアイロン (ファインローラー)	平成23年度	ヤブタ製
37	管理用機械	チッパー	平成28年度	大橋製, GS400D
38	管理用機械	ホイールローダ	平成24年度	キャタヒ [°] ラー製,903B2CAT0903BCW8D00933
39	管理用機械	トラクター	H17年度以前	L2850
40	管理用機械	タンク1000L牽引タンク車	H17年度以前	LS1000
41	管理用機械	グリーンブロワー	H17年度以前	BLM-30
42	管理用機械	乗用5連ロータリーモア	平成19年度	
43	管理用機械	トラクター用ブロワ	平成22年度	
44	管理用機械	5連牽引式ギャングモア	平成25年度	
45	管理用機械	フェアウェイスイーパー	平成25年度	
46	管理用機械	ベントラック(ロータリーモア、ブロワ	平成25年度	
		ー、スタンプグラインダー付き)		
47	管理用機械	スリットアンドシーダー	平成26年度	
48	管理用機械	3.5tトラック (ユニック)	H17年度以前	トヨタ製
49	管理用機械	アルファード	H17年度以前	
50	管理用機械	軽貨物自動車(ダンプタイプ)	平成28年度	ダイハツ製,EBD-S510P
51	管理用機械	軽貨物自動車(ダンプタイプ)	平成25年度	ダイハツ製, ハイセ゛ットトラックロータ゛ンプ 4WD
52	管理用機械	軽貨物自動車	平成26年度	スズキ製,軽ダンプEBD-DA16T
53	管理用機械	軽貨物自動車	平成26年度	スズキ製,軽ダンプEBD-DA16T
54	管理用機械	軽貨物自動車 (ダンプタイプ)	平成22年度	スバル製,GBD-TT2
55	管理用機械	ローリー (給水車)	H17年度以前	スバル製,KS3FEMUX
56	管理用機械	アトラス2tダンプ	H17年度以前	日産製
57	管理用機械	トヨエース2Tキャリアカー	H17年度以前	
58	管理用機械	3. 5tトラックユニット	H17年度以前	
59	管理用機械	エアーコンプレッサー	平成23年度	東芝製, TOSCON ELP85-7S, ホース及びガン付
60	管理用機械	エアーコンプレッサー (無給油式)	平成28年度	アネスト岩田製, SLP-22EFD
61	管理用機械	ポータブル型計量器	平成27年度	ACOITA-TN
62	管理用機械	コース内放送設備	平成30年度	
63	管理用機械	散水用ポンプ設備(エンジンポンプ)	平成25年度	鶴見製, THE2-50R, 22台
64	管理用機械	エンジンポンプ	令和元年度	工進製, SERH-50V 10台
65	管理用機械	ロッカー式乾燥機	平成28年度	高崎精器製,TP200-4
66	厨房 機械	業務用冷蔵庫	平成24年度	ホシザキ製, HRF-180ZT3
67	厨房 機械	業務用冷凍庫	平成24年度	ホシザキ製, HF-120Z3
68	厨房 機械	業務用製氷機	平成24年度	ホシザキ製, IM-460DM-LAN
69	厨房 機械	業務用食器洗浄機	平成27年度	KWD-51E-R
70	厨房 機械	ソイルドテーブル	平成27年度	1050*640*800
71	厨房 機械	カップウォーマー	平成27年度	EISHIN CW-20
72	厨房 機械	リーチイン冷蔵ショーケース	平成27年度	SRM-663NB
73	厨房 機械	小型冷蔵ショーケース	平成27年度	SRM-261NB
74	厨房 機械	冷蔵オープンショーケース	平成27年度	SAR-350TVB
75	厨房 機械	チェストフリーザー	平成27年度	SH-360X
76	厨房 機械	チェストフリーザー	平成27年度	SH-500XB

77	厨房 機械	チェストフリーザー	平成27年度	SH-220X
78	厨房 機械	業務用テーブル型恒温高湿庫	平成27年度	CT-210SNF
79	厨房 機械	角型ゆで麺器	平成27年度	TANICO TGUS-60
80	厨房 機械	ガス式ウォーマー	平成27年度	N-TGW-120S
81	厨房 機械	スチームコンベクションオーブン	平成27年度	KEMB-611T
82	厨房 機械	スチームコンベクションオーブン架台	平成27年度	KEMB-611T
83	厨房 機械	ライスロボ	平成27年度	KR721NA
84	厨房 機械	業務用冷凍冷蔵庫	平成27年度	SRR-K1283CS
85	厨房 機械	業務用冷凍冷蔵庫	平成27年度	SRR-K1883C2
86	厨房 機械	ガスレンジ	平成27年度	TANICO TSGR-1830
87	厨房 機械	ガステーブル	平成27年度	TANICO TSGT-1832
88	厨房 機械	業務用テーブル形冷蔵庫	平成27年度	SUR-K1861S
89	厨房 機械	ガスフライヤー	平成27年度	KFE-62-T
90	厨房 機械	上火式ガスグリラー	平成27年度	RGP-46SV
91	厨房 機械	業務用テーブル形冷蔵庫	平成27年度	SUR-K1261S
92	厨房 機械	ソイルドテーブル	平成27年度	1720*700*850mm
93	厨房 機械	食器洗浄機	平成27年度	KWDE-62
94	厨房 機械	ガスブースター	平成27年度	
95	備品	自動体外式除細動器 (AED)	令和2年度	A E D ハートスタート F R x + 、 2 個
96	備品	食器戸棚	平成27年度	KKC-186
97	備品	脱衣カゴ入れ	平成27年度	ポリ合板製 1800×600×1200mm
98	備品	タオル置棚	平成27年度	数量2個,W1200*D600*H1200mm
99	備品	貴重品フリーボックス	平成22年度	東洋フローラ製,2台,管理用印字装置及び接
				続ケーフ゛ル含
100	備品	男子更衣室 下足棚	平成27年度	$\texttt{W1500} \times \texttt{D300} \times \texttt{H1820mm}$
101	備品	耐火金庫	平成27年度	セントリー製,S7771

前橋ゴルフ場

1 施設概要

維持管理業務の主な施設は次のとおり。

施設及び設備	概 要
クラブハウス	鉄骨造コロニアル葺、平屋建て 建築面積652㎡、延床面積686㎡ 事務室、支配人室、ホール、ロッカー室、浴室、脱衣室、トイレ、 厨房、食堂ホール
カート庫、管理棟、管理倉庫、 管理機械庫、駐車場	カート庫2棟、管理棟1棟、管理倉庫1棟、管理機械庫1棟、 駐車場収容台数250台
コース内設備	スタート案内所1棟,避難小屋5棟,日除兼風除小屋5箇所,トイレ6箇所,休憩小屋2棟,防球ネット31箇所,管理用道路及びカート路1式,カート庫(手押し含)1棟,ホールインワン看板6箇所,連通管1式□防球ネット一覧(コ:コンクリート、鋼:鋼製、ネ:ネットフェンス)39箇所計3,355.6m 1 コ H=14.0×L=126.0m 2 ネ H= 2.0×L= 49.0m 3 ネ H= 6.0×L=141.0m 4 ネ H= 2.0×L= 65.0m 5 コ H=14.0×L=122.0m 8 鋼 H= 5.0×L= 40.0m 9 ネ H= 2.0×L=257.0m 10 コ H=14.0×L= 36.0m 11 ネ H= 6.0×L=106.0m 12 コ H=14.0×L= 36.0m 11 ネ H= 6.0×L=100.0m 14 ネ H= 8.0×L=240.0m 15 鋼 H= 2.0×L= 8.0m 18 鋼 H= 6.0×L= 30.0m 17 鋼 H= 2.0×L= 8.0m 18 鋼 H= 6.0×L= 30.0m 19 ネ H= 4.0×L= 26.0m 20 コ H=14~22×L= 50.0m 21 ネ H= 4.0×L= 70.0m 22 コ H=22.0×L=100.0m 23 コ H=14~22×L= 50.0m 24 ネ H= 2.0×L=373.0m 25 コ H= 22.0×L=150.0m 24 ネ H= 2.0×L=373.0m 27 ネ H= 8.0×L= 28.0m 28 コ H=20.0×L=147.0m 29 ネ H= 4.0×L= 104.0m 30 ネ H= 2.0×L= 33.0m 31 鋼 H= 2.0×L= 36.0m 32 鋼 H= 4.0×L= 36.0m 33 鋼 H= 2.0×L= 33.0m 34 鋼 H= 4.0×L= 36.0m 37 鋼 H= 4.0×L= 72.0m 38 鋼 H= 2.0×L= 32.0m 39 鋼 H= 2.0×L= 62.0m
電気設備	屋外キュービクル式高圧受電設備、電圧6.6kV、契約電力67kW
消防設備	自動火災報知器、感知器、誘導灯、消火器、ガス漏れ検知器
ボイラー設備	温水ボイラー定格出力756kW、A重油、燃焼能力51.3%%/h
地下貯蔵タンク設備	軽油4,700%%、ガソリン4,800%%、A重油1,993%%(ボイラー用)
受水槽設備	2槽式、容量4m³、給水ポンプ
第一種特定製品	空調設備:個別パッケージユニット方式9台 冷蔵・冷凍・製氷設備:10台
自動扉設備	クラブハウス入口1台、出口1台
襲雷警報設備	コロナーム
コース内放送設備	送信機、受信機、スピーカー 一式
電磁誘導式カート制御設備	電磁誘導線埋設7,455m、マグネット埋設400個

2 維持管理業務概要

(1)法定点検

次に掲げる設備については、法令に基づく点検のほか、必要に応じて専門業者による点検を行い、別に定める設備点検チェックリストにより、翌月の5日までに前月の実施状況を企業局に報告すること。なお、上記「1施設概要」に記載のない設備についても、当該設備が法定点検を必要とする場合は指定管理者が法定点検を実施すること。

対象設備	作業内容	実施回数	再委託
電気設備	電気事業法に基づく自家用電気工		可
	作物の保守点検の実施を実施する。	年次点検年1回以上	
消防設備	消防法に基づき、火災報知設備や	年2回以上	可
	防排煙設備、消火器設備の保守点	(機器点検:6ヶ月に	
	検を実施する。	1回、総合点検:年	
		1回)	
	甲種防火管理者を選任する。	常時	不可
	危険物保安監督者を選任する。	常時	不可
地下貯蔵タンク設備	消防法に基づき、地下タンクの定	年1回以上	可
	期点検の実施及び地下タンク漏洩		
	検査を実施する。		
ボイラー設備	大気汚染防止法に基づきボイラー	年1回以上	可
	のばい煙測定を実施する。		
受水槽設備	前橋市水道事業供給条例に基づき	年1回以上	可
	定期検査及び清掃を実施する。		
建築物及び建築設備	特定建築物の敷地及び構造につい	3 年ごとに点検を実	可
(建築基準法第12条点検)	て、損傷、腐食その他の劣化の状	*	,
() = 3 (= 3 () () () () ()		業局へ報告	
	建物外部、屋上および屋根、建物	7,10.	
	内部)		
	建築設備の損傷、腐食その他の劣	1年ごとに点検を実	
	化の状況を点検する。(給排水設備、	施し、点検結果を企	
	換気設備、排煙設備、非常照明設	業局へ報告	
	備)		
	建築基準法第12条に基づき、防火		
	設備の損傷、腐食その他の劣化の		
	状況を点検する。(防火扉、防火シ		
	ャッター)		
建築物及び建築設備	エネルギーの使用の合理化等に関	年1回以上(県から	可
	する法律に基づきエネルギー使用	調査依頼あり)	
	量・温室効果ガス排出活動量、公		
	用車使用に係る燃料使用量・走行		
	距離・台数実績を報告する。		
第一種特定製品簡易点検	フロン排出抑制法に基づき簡易点	· · · ·	可
	検を実施する。3年間記録を保持	施	
	し、廃棄後も3年間記録保管が必		
	要となる。		

(2) 日常点検

次に掲げる設備については、日常点検のほか、必要に応じて専門業者による点検を行う。 点検の結果、異常が認められる場合は速やかに修繕・更新工事を行うこと。

対象設備	作業内容	実施回数
------	------	------

空調設備	点検清掃を必要に応じ実施。室内機	3か月毎に年4回実施
	清掃等を行う。	
自動扉設備	自動ドアを良好かつ安全に動作させ	年1回以上
	るため保守点検を実施。	
襲雷警報設備	利用者の安全を確保するため点検を	年1回以上
	行い健全性を確保する。	
排水処理設備	定期的に点検清掃を実施する。	月1回以上
機械警備	防犯、火災、施設異常等について、	通年
	機械警備を実施。	
建築設備全般	定期的に点検清掃を実施する。	月1回以上
コース内設備全般	定期的に点検清掃を実施する。	年2回以上(半期ごと実施)
防球ネット	支柱、ネット等の腐食破損状況を点	年4回以上
	検する。	* 強風時は適宜実施
コース内放送設備	利用者の安全を確保するため点検を	年1回以上
	行い健全性を確保する。	
電磁誘導式カート制御設	利用者の安全を確保するため点検を	年1回以上
備	行い健全性を確保する。	
厨房吸排気ダクト点検清掃	定期的に点検清掃を実施する。	月1回以上
電話設備保安点検	園内電話設備の保守点検を実施	年1回以上

3 特記事項

なし

No	種別	資産名称	取得日	型 式
1	管理用機械	乗用3連グリーンモア	平成29年度	バロネス製,LM315GC
2	管理用機械	乗用3連グリーンモア リールユニット	平成29年度	バロネス製,LM315GC 11枚刃
3	管理用機械	乗用5連リールモア	平成29年度	バロネス製,LM3210RF
4	管理用機械	目土散布機	令和元年度	バロネス製,TORO MS400
5	管理用機械	乗用3連グリーンモア	平成19年度	バロネス製,LM315GB
6	管理用機械	乗用3連グリーンモア	平成26年度	バロネス製,LM315GCWF
7	管理用機械	乗用3連アプローチモア	平成28年度	バロネス製,LM185BW
8	管理用機械	乗用5連リールモア	平成20年度	バロネス製
9	管理用機械	乗用3連アプローチモア	平成22年度	バロネス製
10	管理用機械	ディープエアレーター	平成22年度	バロネス製
11	管理用機械	乗用3連グリーンモア	平成24年度	バロネス製
12	管理用機械	バンカーレーキ (乗用)	平成24年度	バロネス製、SP05
13	管理用機械	バンカー均し機	平成26年度	TORO製, SP5040
14	管理用機械	バンカーポンプ	平成28年度	TORO製, SP5040用
15	管理用機械	乗用バンカーレーキ	平成24年度	TORO製, SP5040
16	管理用機械	乗用5連リールモア	平成25年度	TORO製,リールマスター7000-D
17	管理用機械	牽引式ブロアー	平成28年度	TORO製, PROFORCE
18	管理用機械	フェアウェイスイーパー	平成21年度	ハツタ製,HW-6000DX-D2
19	管理用機械	2000L牽引タンク車	H17年度以前	ハツタ製,LS2000
20	管理用機械	乗用スイーパー	令和2年度	ハツタ製, HS-7200
21	管理用機械	自走式タンク車	平成24年度	ハツタ製,LSG1000 4WD,いすずELFと
				セット
22	管理用機械	自走式2000Lタンク車	令和元年度	ハツタ製,LSG-2000T トヨエース
23	管理用機械	ホイールローダ	平成29年度	クボタ建機製, R630E

24	管理用機械	トラクター	H17年度以前	クボタ製, KL230BP
25	管理用機械	トラクター		クボタ製, NI-55QDTT2
26	管理用機械	トラクター	平成28年度	中セキ製,T1604 車両型式:YDN-T228F
27	管理用機械	トラクター	平成23年度	中セキ製, TH235
28	管理用機械	5 連フェアウェイモア	平成26年度	ジョンディア製,8700
29	管理用機械	トラクター	平成25年度	ジョンディア製,コンパクトユーティリ
				ティー2320
30	管理用機械	乗用3連フロントロータリーモア	平成24年度	IHIシバウラ製
31	管理用機械	チッパー (薪割機付き)	平成25年度	大橋製, GS282D
32	管理用機械	チッパー	平成29年度	諸岡製, MC300D
33	管理用機械	ターフシャワー	平成26年度	デリカ製, DV-4010TS
34	管理用機械	乗用グリーン目土散布機	平成25年度	GSW-40A
35	管理用機械	乗用コアスイーパー	平成25年度	ST805
36	管理用機械	乗用3連アプローチモア	平成25年度	LM185BW
37	管理用機械	チッパーシュレッダー	平成20年度	
38	管理用機械	5連牽引式ギャングモア	平成23年度	
39	管理用機械	バーチカルモア	平成25年度	
40	管理用機械	ハイエースワゴン	H17年度以前	トヨタ製
41	管理用機械	カルディナバン(新太田より移管)	H17年度以前	トヨタ製
42	管理用機械	トヨエース 2 Tダンプ	H17年度以前	トヨタ製
43	管理用機械	軽貨物自動車 (ダンプタイプ)	平成22年度	スバル製,GBD-TT2
44	管理用機械	サンバー深型ダンプ4WD	H17年度以前	スバル製
45	管理用機械	軽貨物自動車 (ダンプタイプ通常型)	平成24年度	スズキ製,キャリイEBD-DA63T
46	管理用機械	軽貨物自動車(ダンプタイプ深型)	平成24年度	スズキ製,キャリイEBD-DA63T
47	管理用機械	軽貨物自動車 (垂直ゲートタイプ)	平成28年度	ダイハツ製,EBD-S510P
48	管理用機械	軽貨物自動車 (標準トラック)	平成28年度	ダイハツ製, EBD-S510P
49	管理用機械	貨物自動車 (標準ダンプ)	平成29年度	いすゞ製,ELTナロー
50	管理用機械	ホイールローダー	H17年度以前	三菱製, WS500-D
51	管理用機械	ホイールローダー	平成26年度	キャタピラージャパン製、907H2-LMAC
52	管理用機械	散水用ポンプ設備(エンジンポンプ)	平成28年度	工進製,SERM-50V
53	管理用機械	コース内放送設備	平成26年度	
54	管理用機械	大型ブロア	平成25年度	
55	管理用機械	エアーコンプレッサー	平成23年度	東芝製,TOSCON ELP85-7S型ェアーホース及びェア
				ガン付き
56	管理用機械	全自動乾燥機	平成22年度	LPガス2台、800*700*1000mm
57	管理用機械	シューズクリーナー用スクロールコンプ	平成27年度	アネスト岩田製, SPL-22EED
		レッサー		
58	管理用機械	シューズクリーナー用空気タンク	平成27年度	アネスト岩田製, SAT-60C-100
59	管理用機械	シューズクリーナー用配管類	平成27年度	空気配管,エアフィルター
60	厨房 機械	ガスレンジ	平成24年度	TANICO製, NRO921A 甲板排気式
61	厨房 機械	スチームコンベクションオーブン	平成18年度	TANICO製, TSCO-10GBN, 950×750×1100mm
62	厨房 機械	生そば釜	平成18年度	TANICO製, TGA-1, 900×1150×780mm
63	厨房 機械	電気ウォーマーテーブル	平成18年度	TANICO製, TEW-120, 1200×600×800mm
64	厨房 機械	ドア型食器洗浄機	平成18年度	TANICO製, TDWD-605G16L, 920×650×1483
				mm
65	厨房 機械	コールドテーブル冷蔵庫	平成30年度	パナソニック製, SUR-k12161S
66	厨房 機械	電子レンジ	平成30年度	パナソニック製, NE-1802
67	厨房 機械	製氷機	平成31年度	パナソニック製,SIM-S9500UB
68	厨房 機械	製氷機(レストラン厨房用)	令和2年度	パナソニック製,SIM-S6500UB
69	厨房 機械	冷凍庫	平成18年度	三洋製, SRF-F1883A, 1800×800×2000mm
70	厨房 機械	製氷機	平成18年度	三洋製,SIM-S68U,804×600×800mm

71	厨房 機械	舟型シンク付コールドテーブル	平成18年度	ホシザキ製,1200×750×800mm
72	厨房 機械	冷蔵ショーケース	平成25年度	ホシザキ製, RS-120XT-4G
73	厨房 機械	二槽シンク	平成18年度	$1200\times600\times800\text{mm}$
74	厨房 機械	ガス自動フライヤー	平成18年度	B-TGFL-67W
				$670 \times 750 \times 800$ mm
75	厨房 機械	乾燥機	平成26年度	ホーユーオリジン製, USW-290E
76	厨房 機械	冷凍冷蔵庫	平成18年度	SRR-F1283C2A, 1210 × 800 × 2000mm
77	厨房 機械	ソイルドテーブル	平成18年度	$1800\times750\times820\text{mm}$
78	厨房 機械	プレハブ冷蔵庫	平成18年度	$1800\times1800\times2200\text{mm}$
79	備品	自動体外式除細動器 (AED)	令和2年度	AEDハートスタートFRx+
80	備品	貴重品フリーボックス	平成23年度	2 台
				管理用印字装置及び接続ケーブル含む
81	備品	プラズマテレビ	平成23年度	パナソニック製,42型
82	備品	自動体外式除細動器 (AED)	平成29年度	フィリップス・ジャパン製,ハートスタートFR2+
83	備品	カーナビゲーション	H17年度以前	トヨタ製, IDIN6.5 (ハイエースワコ゛ンに搭載)
84	備品	ロッカー	平成29.11	コクヨ製,FLK-245F16HNN
85	備品	ロッカー	平成29.11	コクヨ製, NLK-L445SAW6H

板倉ゴルフ場

1 施設概要

維持管理業務の主な施設は次のとおり。

施設及び設備	概 要
クラブハウス	鉄骨造コロニアル葺、2階建て 建築面積738m ² 、延床面積1,136m ² 1階(ホール、事務室、支配人室、ロッカー室、トイレ、脱衣室、浴室、 機械室) 2階(厨房、厨房用倉庫、会議室、食堂ホール、トイレ)
カート庫、管理棟、管理車庫、キャディ棟、駐車場	カート庫1棟、管理棟1棟、管理車庫1棟、キャディ棟1棟、 駐車場収容台数190台
コース内設備	
電気設備	屋外キュービクル式高圧受電設備、電圧6.6kV、契約電力111kW
消防設備	自動火災報知器、感知器、誘導灯、消火器、ガス漏れ検知器
ボイラー設備 浴槽循環ろ過設備	真空式ボイラー定格出力116kW、灯油、燃焼能力4.0%/h 浴槽循環ろ過設備 熱交換器男子12,000kcal/h、女子4,000kcal/h 男子浴槽循環 処理能力 13m³/h、1.5kW 女子浴槽循環 処理能力 8m³/h、0.75kW
地下貯蔵タンク設備	軽油3,800%%、ガソリン5,900%%
地上貯蔵タンク	灯油950% (ボイラー用)
第一種特定製品	空調設備:空冷ヒートポンプ氷蓄熱方式1台 (暖房149kW、冷房能力119kW、圧縮機30kW、冷媒R407C、 冷温水循環ポンプ、冷暖房ファンコイルユニット32台) 空調設備:個別パッケージユニット方式1台 冷蔵・冷凍・製氷設備:6台
給水、給湯設備	給湯循環ポンプ、給水ポンプ 塩素注入ポンプ、薬液槽100¦ミ 貯湯槽FRP16.7m³、貯水槽FRP10m³
自動扉設備	クラブハウス入口1台、出口1台
襲雷警報設備	コロナーム
コース内放送設備	送信機、受信機、スピーカー 一式
浄化槽設備	合併処理槽、分離接触バッキ方式100人槽、30m³/日、B0D20mg/1
専用自家水道設備	1日最大給水量16.5m ³ 塩素注入ポンプ、薬液槽100%

	深井戸ポンプ7.5kW 地下貯水槽、地下貯水槽給水ポンプ3.7kW×2
電磁誘導式カート制御設備	電磁誘導線埋設7,821m、マク・ネット埋設450個

2 維持管理業務概要

(1) 法定点検

次に掲げる設備については、法令に基づく点検のほか、必要に応じて専門業者による点検を行い、別に定める設備点検チェックリストにより、翌月の5日までに前月の実施状況を企業局に報告すること。なお、上記「1施設概要」に記載のない設備についても、当該設備が法定点検を必要とする場合は指定管理者が法定点検を実施すること。

対象設備	作業内容	実施回数	再委託
電気設備	電気事業法に基づく自家用電気工	月次点検月1回以上	可
	作物の保守点検の実施を実施する。	年次点検年1回以上	
消防設備	消防法に基づき、火災報知設備や	年2回以上	可
	防排煙設備、消火器設備の保守点	(機器点検:6ヶ月に	
	検を実施する。	1回、総合点検:年	
		1回)	
	甲種防火管理者を選任する。	常時	不可
	危険物保安監督者を選任する。	常時	不可
浄化槽設備	浄化槽法に基づき浄化槽の清掃と	年1回以上	可
	検査を実施する。		
専用自家水道設備	群馬県小水道条例に基づき循環水	定期検査年2回以上、	可
	水源の井戸取水施設について、水	毎日水質測定記録及	
	質測定及び管理、ろ過器、滅菌装	び管理は指定管理者	
	置、地下水槽の点検を実施する。	実施	
建築物及び建築設備	特定建築物の敷地及び構造につい	3年ごとに点検を実	可
(建築基準法第12条点検)	て、損傷、腐食その他の劣化の状	施し、点検結果を企	
	況を点検する。(敷地および地盤、	業局へ報告	
	建物外部、屋上および屋根、建物		
	内部)		
	建築設備の損傷、腐食その他の劣	1年ごとに点検を実	
	化の状況を点検する。(給排水設備、	施し、点検結果を企	
	換気設備、排煙設備、非常照明設	業局へ報告	
	備)		
	建築基準法第12条に基づき、防火		
	設備の損傷、腐食その他の劣化の		
	状況を点検する。(防火扉、防火シ		
	ャッター)		
建築物及び建築設備	エネルギーの使用の合理化等に関		不可
	する法律に基づきエネルギー使用	調査依頼あり)	
	量・温室効果ガス排出活動量、公		
	用車使用に係る燃料使用量・走行		
	距離・台数実績を報告する。		
第一種特定製品定期点検	フロン排出抑制法に基づき定期点	3年に1回	可
	検を実施する。3年間記録を保持		
	し、廃棄後も3年間記録保管が必		
	要となる。		
第一種特定製品簡易点検	フロン排出抑制法に基づき簡易点	3 か月ごとに年4回	可

検を	実施する。	3年間記録を保持	実施
l,	廃棄後も3	年間記録保管が必	
要と	なる。		

(2) 日常点検等

次に掲げる設備については、日常点検のほか、必要に応じて専門業者による点検を行う。 点検の結果、異常が認められる場合は速やかに修繕・更新工事を行うこと。

対象設備	作業内容	実施回数
空調設備	点検清掃を必要に応じ実施。室内機	3か月ごとに年4回実施
	清掃等を行う。	
自動扉設備	自動ドアを良好かつ安全に動作させ	年1回以上
	るため保守点検を実施。	
排水処理設備	定期的に点検清掃を実施する。	月1回以上
機械警備	防犯、火災、施設異常等について、	通年
	機械警備を実施。	
建築設備全般	定期的に点検清掃を実施する。	月1回以上
コース内設備全般	定期的に点検清掃を実施する。	年2回以上(半期ごと実施)
防球ネット	支柱、ネット等の腐食破損状況を点	年4回以上
	検する。	*強風時は適宜実施
浴室循環ろ過設備	定期的に点検清掃を実施する。	清掃月1回以上、点検年1
		回以上
給水、給湯設備	定期的に点検清掃を実施する。	清掃月1回以上、点検年1
		回以上
ボイラー設備	ボイラー点検清掃	年1回以上
地上貯蔵タンク	定期的に点検清掃を実施する。	月1回以上
コース内放送設備	利用者の安全を確保するため点検を	年1回以上
	行い健全性を確保する。	
電磁誘導式加制御設備	利用者の安全を確保するため点検を	年1回以上
	行い健全性を確保する。	
厨房吸排気ダクト点検清掃	定期的に点検清掃を実施する。	月1回以上
電話設備保安点検	電話設備の保守点検を実施	年1回以上

3 特記事項

板倉ゴルフ場の水道水は、深井戸水中ポンプで地下水をくみ上げ、塩素注入・殺菌を行い各施設に給水している。(専用自家水道設備)

- (1) 設備の概要
 - 1日最大給水量16.5 m3
- (2) 届出·報告等
- ア 保健福祉事務所への届出は、企業局で行う。
- イ 群馬県小水道条例に基づく検査・報告等は、指定管理者が行う。
- (ア) 水質検査等
- (イ)維持管理

No	種別	資産名称	取得日	型 式
1	管理用機械	乗用3連アプローチモア	平成26年度	バロネス製,LM185BW
2	管理用機械	乗用3連フロントロータリーモア	平成29年度	バロネス製,GM152B
3	管理用機械	自走式グリーンモア	平成29年度	バロネス製,LM66GB

4	管理用機械	自走式グリーンモア (グルーマー付)	平成29年度	バロネス製,LM66GB グルーマー付
5	管理用機械	バンカーレイキ	平成29年度	バロネス製, SP05AW
6	管理用機械	乗用3連アプローチモア		バロネス製
7	管理用機械	バンカー均し機	平成23年度	バロネス製, SP160EA
8	管理用機械	エアレーター(乗用グリーンスエア)	平成24年度	バロネス製, GA1100A
9	管理用機械	乗用3連ロータリーモア	令和元年度	バロネス製, LM315GCF
10	管理用機械	自走ロータリーモア	平成18年度	バロネス製, GM65AWR
11	管理用機械	すり込みブラシユニット	平成18年度	バロネス製, LM315GA・GB共用 3 台
12	管理用機械	FW用目土散布機		ハツタ製
13	管理用機械	レノベーター		ハツタ製, HR-1
14	管理用機械	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *		ハツタ製, HW6000DX
15	管理用機械	コアスイーパー		ハツタ製, HS-805
16	管理用機械	スプレーヤー		ハツタ製, EG-502
17	管理用機械	コアハーベスタトラックスター付		クシュマン製,,898530
18	管理用機械	牽引式ブロアー	令和2年度	クシュマン製, トレントブロワー2ハウラー1200G
19 20	管理用機械 管理用機械	乗用5連フェアウェイモア 乗用3連グリーンモア	平成20年度平成22年度	ジャコブセン製 ジャコブセン製, ECLIPSE322
21	管理用機械		平成22年度 平成24年度	
22	管理用機械	乗用3連グリーンモア 大型トラクタ		ジャコブセン製, ECLIPSE322 I H I シバウラ製, EG224S
			平成23年度	
23	管理用機械	乗用5連ロータリモア	令和元年度	シバウラ製, SM523HPT4
24	管理用機械	トラクタ	平成26年度	シバウラ製, EG53S-UXT
25	管理用機械	チッパー (薪割り機付き)	平成26年度	Ohashi製, GS282D
26	管理用機械	ターボブロワ	平成21年度	ワイデンマン製
27	管理用機械	乗用グリーンローラー	平成25年度	ウッドベイ製,グリーンズアイロン3900
28	管理用機械	ターフトラクター	H17年度以前	ヤンマー製, US-36PT
29	管理用機械	ターフシャワー	平成26年度	デリカ製, DV4010TS
30	管理用機械	ロッカー式乾燥機	平成27年度	ホーユーオリジン製, RH-5K
31	管理用機械	ホイルローダー	平成28年度	キャタピラージャパン製,901C-LM12
32	管理用機械	自走式1000Lタンク車	令和元年度	マルナカ製, GF1065WMAC
33	管理用機械	グリーンインジェクター		エクセル製, MJI-300
34	管理用機械	アプローチスイーパー		HE303A
35	管理用機械	乗用3連グリーンモア	平成19年度	
36	管理用機械	グリーンテック バーチカルユニット	平成23年度	
37	管理用機械	乗用5連ロータリモア	平成25年度	
38	管理用機械	ローリー (給水車)	H17年度以前	スバル製
39	管理用機械	サンバー深型ダンプ4WD	H17年度以前	スバル製
40	管理用機械	軽貨物自動車 (ダンプタイプ)	平成22年度	スバル製, GBD-TT2
41	管理用機械	軽貨物自動車(ダンプタイプ)	平成29年度	スバル製, EBD-S510J
42	管理用機械	軽貨物自動車(ダンプタイプ)	平成22年度	スバル製, DUMP GBD-TT2
43	管理用機械	普通自動車(ワゴンタイプ)	平成29年度	トヨタ製,ハイエースワゴングランドキ
	folia mere per con co			ヤビン
44	管理用機械	サクシード	H17年度以前	トヨタ製
45	管理用機械	貨物自動車(普通ダンプトラック・最大	平成31年度	三菱製, TPG-FBA30
		積載量2 t)		
46	管理用機械	キャラバンスーパーロング	H17年度以前	日産製
47	管理用機械	軽貨物自動車(ダンプタイプ・4 W D)	令和元年度	スズキ製, EBD-DA16T
48	管理用機械	小型貨物自動車(パートナーバン)	平成22年度	ホンダ製,パートナーDBE-GJ3
49	管理用機械	エアーコンプレッサー	平成31年度	アネスト岩田製, SLP-22EFDM5, 空気タン
				ク SAT-60C-100
50	管理用機械	エアーコンプレッサー	平成23年度	東芝製,TOSCON ELP85-7S
51	管理用機械	散水用ポンプ設備(エンジンポンプ)	平成25年度	工進製,SERM-50V

52	管理用機械	全自動乾燥機	平成22年度	LPガス
				800*1150*1950mm
53	管理用機械	コース内放送設備	平成26年度	
54	厨房 機械	プレハブ式冷凍冷蔵庫	平成30年度	ホシザキ製
55	厨房 機械	業務用食器洗浄機 (ガスブースタ付)	平成24年度	ホシザキ製, JWE-620A-0P
				ホシザキ製,WB-25H-JW
56	厨房 機械	テーブル形冷蔵庫	平成24年度	ホシザキ製, RT-150SDF-E-R 3台
57	厨房 機械	電子レンジ	平成24年度	ホシザキ製,HMN-18B
58	厨房 機械	業務用コールドテーブル冷蔵庫	平成18年度	ホシザキ製, RT-15NE 2台
59	厨房 機械	冷凍庫	平成21年度	ホシザキ製, HF-90X3
60	厨房 機械	全自動製氷機	平成22年度	ホシザキ製,IM-230M
61	厨房 機械	業務用冷蔵庫	平成22年度	ホシザキ製,HR-120X3
62	厨房 機械	スチームコンベクションオーブン (2階	令和02年度	ホシザキ製,MIC-66SC-G (LP)
		厨房)		
63	厨房 機械	全自動製氷機 (管理棟)	H17年度以前	ホシザキ製,IM-300DL-STM
64	厨房 機械	食器棚	H17年度以前	ホシザキ製,1600×800×1800mm
65	厨房 機械	リーチイン冷蔵ショーケース	平成29年度	パナソニック製,SRR-K1281
66	備品	自動体外式除細動器 (AED)	令和2年度	AEDハートスタートFRx+、2個
67	備品	電話設備	令和2年度	NEC製, AspireWX
68	備品	ソファー (テーブル含む)	平成22年度	SSF-242·B3 6台
				STL-242 1 台
69	備品	ハンディキャップボード	H17年度以前	
70	備品	貴重品フリーボックス	平成20年度	アルファ製, FB-46RF2台, 管理用印字装置
				1台
71	備品	貴重品フリーボックス	平成25年度	アルファ製,FB-46RF
72	備品	バック立て	平成23年度	ステンレス両面12本立て 15-SAW 4台

新玉村ゴルフ場

1 施設概要

維持管理業務の主な施設は次のとおり。

施設及び設備	概 要
クラブハウス	鉄骨造コロニアル葺、2階建て 建築面積554m ² 、延床面積882m ² 1階(ホール、事務室、支配人室、ロッカー室、トイレ、脱衣室、浴室、 機械室、ダムウエーター室) 2階(厨房、厨房用倉庫、会議室、食堂ホール、トイレ)
カート庫、管理棟、車庫、 キャディ棟、駐車場	カート庫2棟、管理棟1棟、車庫1棟、キャディ棟1棟、 駐車場収容台数195台
コース内設備	スタート案内所1棟,避難小屋4棟,自動販売機1基,ソーラー時計1基,日除兼風除小屋1箇所,トイレ6箇所,休憩小屋2棟,管理橋9橋,防球ネット20箇所,看板2箇所,管理用道路及びカート路1式,カート庫(手押し含)2棟,転落防止柵8箇所,防球ハネル1箇所,水道管及び電線管1式□防球ネット一覧(コ:コンクリート、鋼:鋼製)20箇所 計2,023.0m 1 鋼 H=3.0×L=30.0m 2 コ H=18.0×L=80.0m 3 鋼 H=10.0×L=220.0m 4 コ H=18.0×L=60.0m 5 鋼 H=9.0×L=70.0m 6 鋼 H=3.0×L=20.0m 7 鋼 H=3.0×L=30.0m 10 鋼 H=5.0×L=50.0m 11 鋼 H=3.0×L=30.0m 12 鋼 H=3.0×L=30.0m 11 鋼 H=3.0×L=30.0m 12 鋼 H=3.0×L=30.0m 11 鋼 H=3.0×L=80.0m 18 鋼 H=10.0×L=90.0m 19 鋼 H=10.0×L=80.0m 18 鋼 H=10.0×L=90.0m 17 鋼 H=3.0×L=86.0m 18 鋼 H=10.0×L=90.0m 19 鋼 H=10.0×L=20.0m 20 鋼 H=10.0×L=110.0m 回転落防止柵一覧 8箇所 計587.0m H=1.1×L=12.0m 4 H=1.1×L=12.0m 11 X L=12.0m 4 H=1.1×L=12.0m 11 X L=12.0m 1
電気設備	屋外キュービクル式高圧受電設備、電圧6.6kV、契約電力210kW
消防設備	自動火災報知器、感知器、誘導灯、消火器、ガス漏れ検知器
ボイラー設備 浴槽循環ろ過設備	真空式ボイラー定格出力465kW、A重油、燃焼能力51.8%/h 浴槽循環ろ過装置 男子浴槽循環 処理能力 8m³/h、0.75kW
地下貯蔵タンク設備	A重油1,900% (ボイラー用)
受水槽設備	2槽式、容量15.3m³、給水ポンプ
第一種特定製品	空調設備:大型個別パッケージユニット方式(8.4kw)1台 空調設備:個別パッケージユニット方式10台 冷蔵・冷凍・製氷設備:9台
自動扉設備	クラブハウス1F入口1台、出口1台 クラブハウス2F出入口1台
襲雷警報設備	コロナーム
コース内放送設備	送信機、受信機、スピーカー 一式
電動ダムウェーター設備 (厨房用)	フロアータイプ、相互階方式、100kg、20m/min

2 維持管理業務概要

(1) 法定点検

次に掲げる設備については、法令に基づく点検のほか、必要に応じて専門業者による点検を行い、別に定める設備点検チェックリストにより、翌月の5日までに前月の実施状況を企業局に報告すること。なお、上記「1施設概要」に記載のない設備についても、当該設備が法定点検を必要とする場合は指定管理者が法定点検を実施すること。

対象設備	作業内容	実施回数	再委託
電気設備	電気事業法に基づく自家用電気工作物の保守点検の実施を実施する。		可
消防設備	消防法に基づき、火災報知設備や		可
	防排煙設備、消火器設備の保守点	(機器点検:6ヶ月に	
	検を実施する。	1回、総合点検:-	
		年1回)	
地下貯蔵タンク設備	消防法に基づき、地下タンクの定	年1回以上	可
	期点検の実施及び地下タンク漏洩		
	検査を実施する。		
ボイラー設備	大気汚染防止法に基づきボイラー	年1回以上	可
	のばい煙測定を実施する。		_
受水槽設備	水道法に基づき簡易専用水道の定	年1回以上	可
	期検査及び清掃を実施する。	- () - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	
建築物及び建築設備	特定建築物の敷地及び構造につい		可
(建築基準法第12条点検)	て、損傷、腐食その他の劣化の状		
	況を点検する。(敷地および地盤、	乗 局 へ 報 告	
	建物外部、屋上および屋根、建物		
	内部)	1 ケットなよねます	
	建築設備の損傷、腐食その他の劣		
	化の状況を点検する。(給排水設備、 換気設備、排煙設備、非常照明設		
	(横)	来 向 个 報 百	
	連り 建築基準法第12条に基づき、防火		
	設備の損傷、腐食その他の劣化の		
	状況を点検する。(防火扉、防火シ		
	ヤツター)		
	-12		
	ーダー)の有資格者による検査及		
	び定期報告を行う。		
建築物及び建築設備	エネルギーの使用の合理化等に関	年1回以上(県から	可
	する法律に基づきエネルギー使用		
	量・温室効果ガス排出活動量、公		
	用車使用に係る燃料使用量・走行		
	距離・台数実績を報告する。		
第一種特定製品定期点検	フロン排出抑制法に基づき定期点	3年に1回	可
	検を実施する。3年間記録を保持		
	し、廃棄後も3年間記録保管が必		
	要となる。		
第一種特定製品簡易点検	フロン排出抑制法に基づき簡易点	·	可
	検を実施する。3年間記録を保持	実施	
	し、廃棄後も3年間記録保管が必		
	要となる。		

(2) 日常点検等

次に掲げる設備については、日常点検のほか、必要に応じて専門業者による点検を行う。 点検の結果、異常が認められる場合は速やかに修繕・更新工事を行うこと。

対象設備	作業内容	実施回数
空調設備	点検清掃を必要に応じ実施。室内機	3か月ごとに年4回実施
	清掃等を行う。	
自動扉設備	自動ドアを良好かつ安全に動作させ	年1回以上
	るため保守点検を実施。	
襲雷警報設備	利用者の安全を確保するため点検を	年1回以上
	行い健全性を確保する。	
排水処理設備	定期的に点検清掃を実施する。	月1回以上
機械警備	防犯、火災、施設異常等について、	通年
	機械警備を実施。	
建築設備全般	定期的に点検清掃を実施する。	月1回以上
コース内設備全般	定期的に点検清掃を実施する。	年2回以上(半期ごと実施)
防球ネット	支柱、ネット等の腐食破損状況を点	年4回以上
	検する。	* 強風時は適宜実施
浴室循環ろ過設備	定期的に点検清掃を実施する。	清掃月1回以上、点検年1
		回以上
コース内放送設備	利用者の安全を確保するため点検を	年1回以上
	行い健全性を確保する。	
厨房吸排気ダクト点検清	定期的に点検清掃を実施する。	月1回以上
掃		
電話設備保安	園内電話設備の保守点検を実施	年1回以上
点検		

3 特記事項

なし

No	種別	資産名称	取得日	型式
1	管理用機械	グリーンモア	H17年度以前	バロネス製, LM26GE, 7 台
2	管理用機械	グリーンセアコアスイーパー付	H17年度以前	バロネス製, GA700+KS75A
3	管理用機械	乗用5連ギャングモアFW用	H17年度以前	バロネス製, LM535F
4	管理用機械	乗用5連リールモア	平成24年度	バロネス製
5	管理用機械	乗用3連ティーモア	平成25年度	バロネス製
6	管理用機械	乗用3連グリーンモア	平成29年度	バロネス製,LM315GC
7	管理用機械	乗用3連リールモア	平成29年度	バロネス製,LM281
8	管理用機械	乗用3連グリーンモア	平成29年度	バロネス製, LM315GCF
9	管理用機械	乗用3連アプローチモア	平成29年度	バロネス製, LM185BW
10	管理用機械	5連牽引ギャングモア ラフ刈り用	H17年度以前	バロネス製,LM33BD
11	管理用機械	5連牽引ギャングモア	H17年度以前	バロネス製
12	管理用機械	ディープエアレーター(トラクターセッ	平成21年度	バロネス製, TDA1200
		ト型)		
13	管理用機械	ギャングモア (刃)	平成31年度	バロネス製,LM30RB
14	管理用機械	クボタ乗用3連フロントロータリーモア	平成20年度	TORO製,GM3500D
15	管理用機械	タービンブロアー	令和元年度	TORO製,プロフォースブロア
16	管理用機械	乗用3連グリーンモア	平成22年度	TORO製, GR3150

17	管理用機械	乗用7連ロータリーモア	平成20年度	TORO製
18	管理用機械	乗用3連グリーンモア	平成20年度	TORO製
19	管理用機械	牽引式ブロアー	平成21年度	TORO製
20	管理用機械	バンカー均し機	平成22年度	TORO製
21	管理用機械	エアレーター	平成23年度	TORO製
22	管理用機械	バンカーポンプ	平成24年度	TORO製
23	管理用機械	乗用3連グリーンモア	平成24年度	TORO製, GR3150
24	管理用機械	乗用3連グリーンモア	平成24年度	TORO製, GR3150
25	管理用機械	トラクター	平成25年度	IHIシバウラ製, ST333AMJ-GSB
26	管理用機械	大型トラクタ	平成23年度	IHIシバウラ製, ST460MJ-GSB
27	管理用機械	コアスイーパー	平成22年度	シバウラ製, SS350A
28	管理用機械	乗用3連アプローチモア	平成22年度	シバウラ製, AM301-7K
29	管理用機械	トラクター	平成29年度	シバウラ製, ST445MJ-GSB
30	管理用機械	トラクタ (ロータリーモア付)		シハ゛ウラ製、ST333AMJ-GSB(トラクタ)、TMM60D.J-L
30	日生 / 1成 / 100		十,以24千及	H(ロータリーモア)
31	管理用機械	トラクター	平成26年度	シバウラ製, ST460MCJ-GS8
32	管理用機械	FW用目土散布機		ンハリノ製, S1400MCJ-G58 ハツタ製, FW2000
33	管理用機械	章引式フェアウェイスイーパー **	平成23年度	ハフク製, rw2000 ハツタ製
34	管理用機械	重力式/エグラエイバインパー		ハツタ製, HDS-1 HDS19043
35	管理用機械	牽引式タンク車		ハツタ製, LS-1000
36	管理用機械	グリーンローラー	平成25年度	マルナカ製, GR51
37	管理用機械	転圧グリーンローラー	平成20年度	マルナカ製
38	管理用機械	ターフトラックスター(目土散布機)	平成22年度 平成26年度	クッシュマンWSP1540
39				クッシュマン WOF1040 クッシュマン製
40	管理用機械 管理用機械	ターフトラックスター外 スプレイヤー	平成24年度平成29年度	クッシュマン製 クッシュマン製, トラックスターXD300
40	自垤用饭饭		平成29年及	CA C
41	管理用機械	チッパーシュレッダー	平成24年度	ゼノア製
42	管理用機械	ハンマーナイフモア	平成23年度	ゼノア製, ZHM1520
43	管理用機械	FW用3連バーチカルモア		アサヒ製, MA-82
44	管理用機械	グリーン用目土すりこみ		グリーンギャル製
45	管理用機械	トラクター		クボタ製, M5970
46	管理用機械	ターフシャワー	平成25年度	デリカ製, DV-4010TS
47	管理用機械	ホイルローダー	平成27年度	キャタピラージャパン製,907M-LM13AC
48	管理用機械	乗用カート	平成26年度	ヤマハ製, YDRA
49	管理用機械	エアーコンプレッサー	平成23年度	東芝製, TOSCON ELP85-7S
50	管理用機械	エンジンポンプ	平成23年度	エクセン製,フレキシブルポンプEFP80
51	管理用機械	乗用マルチスイーパー	H17年度以前	MSH-820
52	管理用機械	コンプレッサー	平成20年度	SmartAir SLP-22EBD
53	管理用機械	乗用3連アプローチモア	平成20年度	Smal villi ODI BBDDD
54	管理用機械	バンカー均し機	平成25年度	
55	管理用機械	バーチカルユニット	平成25年度	
56	管理用機械	フロントロータリーモア	平成25年度	
57	管理用機械	5連牽引式ギャングモア	平成25年度	
58	管理用機械	牽引式2000Lタンク車	平成31年度	
59	管理用機械	ハイエースワゴンSJカスタム	H17年度以前	トヨタ製
60	管理用機械	サクシード	H17年度以前	- 1 - 2 - 2 - 2 - 1 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2
61	管理用機械	トヨエース2Tダンプ	H17年度以前	トヨタ製
62	管理用機械	軽貨物自動車(ダンプタイプ)	平成22年度	スバル製, GBD-TT2
63	管理用機械	軽貨物自動車 (ダンプタイプ)	平成22年度	ダイハツ製,EBD-S510P
64	管理用機械	軽貨物自動車(ダンプタイプ・4WD)	平成31年度	スズキ製, EBD-DA16T
65	管理用機械	貨物自動車(標準ダンプ)	平成31年度	いすゞ製, ELTナロー
υĐ	日生用饿恢	見で口数平(伝ザクマノ)	T以43 + 段	v 7 ~ 次, ELI / P

66	管理用機械	軽貨物自動車 (ダンプタイプ)	平成29年度	スバル製,EBD-S510J
67	管理用機械	ローリー (給水車)	H17年度以前	スバル製, KS3-090655
68	管理用機械	車載放送装置	H17年度以前	スピーカー・アンプ
69	管理用機械	ディーゼル散水ポンプエンジン乗せ替え	H17年度以前	EA11-N-RDK
70	管理用機械	散水用ポンプ設備(エンジンポンプ)	平成25年度	工進製,SERM-50V
71	管理用機械	エアーコンプレッサー	H17年度以前	3711-95V5-6
72	管理用機械	全自動乾燥機	平成22年度	L P ガス, 990*1230*1820
73	管理用機械	乾燥機	平成31年度	乾燥容量30kg
74	管理用機械	エンジンポンプ	令和元年度	工進製,水中ポンプ SERM-50V 6台
75	厨房機械	ガステーブル	平成25年度	タニコー製,NT1830
76	厨房機械	ガスレンジ	平成25年度	タニコー製, NR1830
77	厨房機械	ゆで麺機 (ラーメン釜)	平成26年度	タニコー製, TU-2N 2台
78	厨房機械	製氷機	平成20年度	ホシザキ製,IM-230DM-STN
79	厨房機械	業務用食器洗浄機	平成29年度	ホシザキ製,JWE-620UB-OP・JWF-400FUB
80	厨房機械	製氷機	平成28年度	ホシザキ製,IM-230DM-1
81	厨房機械	ガス給湯器	平成25年度	パーパス製
82	厨房機械	水洗機	平成25年度	エレクトロラックス製,W5180H
83	厨房機械	コールドテーブル	H17年度以前	関東調理機械製,RT-180SNC
84	厨房機械	冷凍冷蔵庫	H17年度以前	ヤマニ製,653S2
85	厨房機械	冷蔵ショーケース	平成26年度	4111YKDP4-EC
86	厨房機械	テーブル型冷凍冷蔵庫	平成25年度	RFT-150PNE1
87	備品	自動体外式除細動器 (AED)	令和2年度	AEDハートスタートFRx+、2個
88	備品	チャンピオンボード	H17年度以前	1550*850*45
89	備品	ハンディキャップボード	H17年度以前	
90	備品	ハンデキャップボード 磁石式	H17年度以前	$2200\times1200\text{mm}$
91	備品	耐火金庫	平成28年度	EIKO製, CS-91E
92	備品	貴重品フリーボックス	平成23年度	2台,管理用印字装置及び接続ケーブル
				を含む